

=特集「日本の世界農業遺産～その未来への継承における農村計画の役割～」解題=

Explanatory Note on the Review of "Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) in Japan"

楠本 良延・栗田 英治・大石 卓史

1 特集企画とねらい

2016年12月現在、わが国には8つ地域が世界農業遺産（Globally Important Agricultural Heritage Systems: GIAHS）に認定されている。GIAHSはFAOにより認定され、地域環境を生かした伝統的農法や文化、生物多様性が守られた土地利用のシステムを後世に残すこととした農業振興の取組みである。8つの地域ではGIAHS認定を活用した生き物ブランドの創出、生物多様性保全に着目した認証制度の制定、新たなグリーンツーリズムの発掘など、地域の特徴を活かした農業振興の取組みや地域経済の活性化を試みている。本特集では、日本におけるGIAHSの意義、各地域において認定挑戦に至る経緯、その過程で苦労したこと、認定後のGIAHSを活用した農業農村振興の取組みと成功事例、今後の課題等を紹介しながら知識を深めることを目的とした。また、新たな試みである日本農業遺産の紹介も行う。GIAHS認定には地域の伝統的農法、文化、生物多様性の維持・継承に主眼をおいている。それらの新しい価値をどのように地域経済の活性化に活用しているかの知見を得ることは、これから農村計画を考える上で重要であると考えられる。

2 基調論考

基調論考では、日本におけるGIAHSについて2名の方より包括的な視座から寄稿を頂いた。

武内和彦氏は、「日本における世界農業遺産（GIAHS）の意義」と題して、わが国における世界農業遺産認定までの経緯とその意義について論じて顶いた。さらに、生物文化多様性、農業生物多様性、農業遺産システムなど、世界農業遺産における鍵となる概念を示しながら、農村計画学が活用される側面について論考して顶いた。そして、世界的な視野から、将来の世界農業遺産を通じた地域連携・国際連携のあり方について提言されている。

濱本和孝氏は、「世界農業遺産と日本農業遺産」と題して、世界農業遺産の認定基準について詳細に整理し、その重要性について論じて顶いた。さらに、新しい取組みである日本農業遺産について紹介していただき、その農村振興への活用と期待について述べられている。

3 論考

2編の基調論考に続き世界農業遺産認定地域から8名

の研究者から5地域の論考を頂いた。1) 香坂玲氏らには「世界農業遺産認定の効果と課題についての一考察～能登地域の事例より～」、2) 稲垣栄洋氏らには「静岡の茶草場農法」、3) 大津愛梨氏には「熊本地震前後の阿蘇における「世界農業遺産」の意味～阿蘇が誇る民間の取組み～」、4) 林浩昭氏からは「世界農業遺産「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」の潜在的価値」、5) 原祐二氏らには「みなべ・田辺の梅システム～そのランドスケープの特徴と選定プロセスの実際～」と題し、それぞれ地域の特色を踏まえた上で、世界農業遺産認定までに至るプロセスや認定後の地域の取り組み、農村の活性化や地域経済に与える影響など今後の課題について論考して顶いた。それぞれの地域が有している特徴を有効に活用しながら、農村の活性化に繋げている方法、今後の課題や悩みなどは、農村計画学分野においても参考になる事例であろう。

4 活動報告

5編の論考に続き、同じく世界農業遺産認定地域の3名の行政担当者から3本の活動報告を頂いた。1) 西牧孝行氏からは「トキと共生する佐渡の里山」、2) 大原健一氏からは「清流長良川の鮎」、3) 牛谷良夫氏からは「高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム」と題し、当該地域における農家や住民の方々の窓口である行政の立場から認定挑戦までの過程や認定後の取組みについて詳しく報告して顶いた。学会員のみならず、今後、世界農業遺産や日本農業遺産を考えている行政部局の方々にとっても貴重な報告と言えよう。

5 おわりに

GIAHSの認定はゴールではなくスタートであると言われる。本特集号では、それぞれ地域で認定までどのようなプロセスを辿ったか理解できる。それ以上に、認定後の取組みや課題について考察できることが大きい。GIAHSにとって最も大切なものは何か、地域を支える農村景観や生物多様性はもちろん大切だが、それ以上に重要なものはその地域で農業を担っていく「人」であろう。その視点を忘れずに本特集を読んでいただき、日本の世界農業遺産を未来に継承する、または、これからの農村計画を考える上で一助になれば幸いである。

□特集基調論考□

日本における世界農業遺産（GIAHS）の意義

Significance of the Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) in Japan

武内 和彦*

Kazuhiko TAKEUCHI

1 世界農業遺産（GIAHS）とは

「世界農業遺産」は、Globally Important Agricultural Heritage Systems（略してGIAHS）と呼ばれる、国際連合食糧農業機関（FAO）による世界的に顕著な伝統的農業システム認定制度を日本語に意訳したものである。なおFAOでは、農業を、林業、牧畜業、水産業を含む広い概念と定義している。

日本の農林水産省は、当初GIAHSをそのまま訳して「世界重要農業資産システム」と呼ぼうとしたが、それでは日本の社会に広く浸透しないと考えた石川県の谷本正憲知事と私が、世界自然遺産や世界文化遺産に並ぶものとして世界農業遺産と呼ぼうと、2010年12月に金沢市で開催された国際生物多様性年のクロージングイベントで提案した。いまでは、食料・農業・農村基本計画でも、世界農業遺産が正式な日本名として記述されるようになっている。

さて、この世界農業遺産（GIAHS）は、2002年に南アフリカのヨハネスブルクで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（通称、ヨハネスブルグ・サミット）で提唱された取り組みである。開発途上国における伝統的農業システムを活かした持続可能な開発のあり方を追求するために、地球環境ファシリティ（GEF）の資金援助を受けて、FAOの土地・水資源部の一プロジェクトとして始まった。

世界農業遺産は、緑の革命のような多投入高収穫型の農業が大規模な環境破壊や地域住民の福利の低下をもたらしたことへの反省から、FAOが目指す食料の安全保障と持続可能な農業システムの共存を実現するために、自然環境と調和し、農業生物多様性に富んだ伝統的農業システムの活用を推進するための優良事例の認定制度として提唱された。

*東京大学サステイナビリティ学連携研究機構、国際連合大学サステイナビリティ高等研究所

Integrated Research System for Sustainability Science (IR3S), The University of Tokyo

United Nations University Institute for the Advanced Study of Sustainability (UNU-IAS)

Keywords : 1) 世界農業遺産、2) 国連食糧農業機関、3) 日本の農山漁村、4) 農業遺産システム、5) 地域の活性化

2 日本における世界農業遺産の意義

日本においても世界農業遺産を認定できないかと私たちが考え始めたのは、2010年に入ってからである。私が所属する国際連合大学は、日本を含むアジア各地で農業多様性研究を実施しており、FAOの世界農業遺産事務局を支援して、アジア地域での世界農業遺産認定のための学術的協力をしていた。それが、2010年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を契機に日本での世界農業遺産認定への取り組みへと発展していくのである。

COP10では、世界農業遺産にも係わりが深い国際的な取り組みである「SAToyAMA イニシアティブ」の推進が決議され、その国際パートナーシップ（IPSI）の発足式が開催された。このイニシアティブは、日本の里山・里海のような伝統的な農林水産業を通じた人間・自然の係わりが希薄化している現状を踏まえ、自然と共生する伝統的な知恵を、新たな科学技術や社会システムと融合させながら、望ましい人間・自然関係の再構築を目指す国際的な取り組みである。

日本で最初に候補地に名乗りをあげ、世界農業遺産として認定されたのが「トキと共生する佐渡の里山」と「能登の里山里海」であったのは、こうした経緯を踏まえてのことである。伝統的な小規模農業システムが維持されているものの、過疎化・高齢化などの問題に悩む日本の里山・里海地域だからこそ、世界農業遺産の認定を受ける意義は大きいと言える。

世界農業遺産認定による効果も徐々に見られるようになっている。とくに能登の里山里海では、「能登米」の生産振興、「能登の一品」認定制度、農家民宿の拡大、企業や農業法人の新規参入などが進み、地域の活性化に大きく貢献している。

3 世界農業遺産における鍵となる概念

さて、世界農業遺産の申請や認定に際してとくに考慮すべき、いくつかの鍵となる用語や概念について説明をしておきたい。

(1) 生物文化多様性と農業生物多様性

国際連合教育科学文化機関（UNESCO）と生物多様性条約事務局（SCBD）の共同プログラムとして生物多様性と文化多様性を結びつけるという取り組みがある。2016年10月には、能登において第1回アジア生物文化多様性国際会議が開催され、サイドイベントとして世界農業遺産国際シンポジウムが開催された。

この会議では、生物文化多様性（biocultural diversity）が「複雑な社会生態適応システムにおける自然・文化多様性の関係性」と説明された。これは、自然資本が提供するさまざまな生態系サービスが人間の福利を向上させる一方、適度な人間活動が二次的自然の生物多様性を生みだしてきたとする日本の里山里海アセスメントの結論とも符合する¹⁾。世界農業遺産において、農業生物多様性（agro-biodiversity）は、生物文化多様性の中心的な概念として捉えられる。

2013年5月に能登で開催された世界農業遺産国際会議で新たに認定された「静岡の茶草場農法」、「阿蘇の草原の維持と持続的農業」、「クヌギとため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」は、それぞれ茶園、赤牛の放牧、シイタケ栽培という農業の営みが、減少する二次草原や放棄が進む二次林の維持に大きく貢献し、そのことが二次的環境下に生育・生息する野生動植物の保護・保全につながっている。

(2) 農業遺産システム

GIAHSを世界農業遺産と呼ぼうと提案したこととはやや矛盾するが、それが農業遺産システム（Agricultural Heritage System）であることを十分理解せず、特定の伝統的な農作物や農法に限定して世界農業遺産に申請する事例が多い。もちろん、特定の農作物や農法に焦点が当たられてもよいが、それが自然環境や地域の文化、他の農林水産物とどのように密接に関わっているかを評価する視点が重要である。

日本の里地里山では、林地、農地、集落の間に、薪炭林・農用林利用といった相互の機能的関係が見られ、それが一つのシステムを形成していた。しかし、化石燃料や化学肥料の普及が進み、土地利用間の機能的関係が失われ、さらには農林水産物の輸入拡大や人口減少・高齢化などの影響で、人間・自然関係の希薄化がもたらされる事態となっている。生物多様性条約が目指す自然共生

社会を実現するには、人間・自然関係の再構築とともに、エネルギー利用なども含めた土地利用間の機能的な関係性の再編が求められる²⁾。

世界農業遺産では、そのような土地利用間の機能的関係（システム性）が今日にまで維持されているかが重要な評価の対象となる。2015年12月にローマで開催されたGIAHS運営・科学合同委員会で新たに認定された日本の3地域、すなわち「里川における人と鮎のつながり」、「みなべ田辺の梅システム」、「高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム」では、それぞれ伝統的な内水面漁業、薪炭林と梅林、山間地農林業を主テーマとしつつも、「システム性」が強調されている。

(3) 動的保全と行動計画

動的保全（dynamic conservation）とは、伝統的な農業システムを維持するにとどまらず、現代社会の技術や制度も取り入れながら改善を行い、未来に継承できる仕組みにしていくことである。そのためには、動的保全のための行動計画（action plan）の策定が重要となる。残念ながら世界農業遺産の申請書に、十分な行動計画が記載された事例は必ずしも多くない。

FAOによれば、行動計画において求められるのは、さまざまなステークホルダーが協働して動的保全を進めしていくために、世界農業遺産の候補地や認定地域において、どのような脅威や問題が存在するかを客観的に分析し、どのような政策、戦略、行動指針を具体的に提示するものである。

世界農業遺産が有すべき土地利用間の機能的関係（システム性）を地図等で空間的に表現することや、世界農業遺産の経済的効果を分析・評価することなど、行動計画を策定する際には、農村計画の手法が大いに活用できるであろう。

4 FAOにおける世界農業遺産のプログラム化

2015年6月のFAO総会で、世界農業遺産はFAOの本予算により事務局を運営する正式なプログラムとなることが決定した。プロジェクトからプログラムへの変更は、FAOという国連組織全体で、世界農業遺産の重要な性が認められた結果である。同時に、FAOの加盟国に対して説明責任を負うことになった。

2016年1月に新たに発足した7人の専門家で構成される「GIAHS科学アドバイザリーグループ（SAG）」（武内も委員の一人）の最初の仕事は、これまでの選定基準を開催されたSAGの会合では、①食料と生計の保障、②農業生物多様性、③地域的・伝統的知識システム、④文化、価値システム及び社会組織、⑤ランドスケープ、

シースケープの特徴、という5つの選定基準の具体的な内容が確定するとともに、行動計画も選定に際して重視されることになった。

このSAG会合で議論されたもう一つの検討課題は、世界農業遺産認定地域の地域的なアンバランスをどう改善するかということである。この会合では、新たにエジプトの1地域が認定されたが、それを含めて世界で37認定地域があり、うちアジアが28、アフリカが7、南米が2と大きな偏りがある。またアジアでは、中国が11、日本が8と突出している。

したがって、今後、アフリカ、南米において世界農業遺産の認定地域を増やしていくことが急務である。その際とくに問題となるのが、申請の内容を認定にふさわしいものにまとめあげる能力を有する担当者の不在や、行動計画を実施するための体制づくりの不備といった現状をいかに克服していくかである。この問題を解決するために、FAOが中心となって、中国や日本が現在実施しているような世界農業遺産研修プログラムをさらに充実させる必要がある。

2013年に能登で開催された世界農業遺産国際会議では「能登コムニケ」が採択され、「既存の認定地域は、開発途上国における認定地や候補地を支援するツインング（twinning）方式」が提唱された。それを受け、金沢大学は、2014年4月からJICA草の根技術協力事業の一環として、「イフガオ里山マイスター養成プログラム」を開始し、フィリピンのイフガオ棚田の現地人材育成事業に乗りだしている。

また、ヨーロッパや北米に世界農業遺産認定地域がないことも問題である。とくにヨーロッパでは、伝統的な農業システムが各地で見られ、その一部はUNESCOによる世界文化遺産に認定されている。FAOとしては、より農業システムに重点を置きつつ、その動的保全を目指す世界農業遺産の認定をヨーロッパや北米で進めていくことが強く望まれる。

5 日本の世界農業遺産と日本農業遺産の創設

先に述べたように、いまでは中国に次ぐ8つの世界農業遺産地域が日本で認定されている。認定地域が世界的に偏在している状況の改善が急務であることを考えると、今後これまでのように日本で世界農業遺産を増やしていくことは難しいと言わざるを得ない状況に置かれている。

しかし一方、国内各地で世界農業遺産認定に向けた取り組みがますます活発化していることも事実である。せっかくの盛り上がりの機運を阻害しないためにも何らかの対応策を考える必要がある。そこで提案されたのが「日

本農業遺産」である。2016年度の農林水産省の公募から、世界農業遺産とあわせて日本農業遺産への申請を受けることになった。

こうした国内認定制度は、すでに他国において先例がある。中国は、2012年3月に国家重要農業文化遺産制度を発足させ、これまでに3回、計62地域（うち世界農業遺産11地域）を認定している。また、韓国でも、2012年3月に国家農業・漁業遺産を発足させ、これまでに国家農業遺産6地域（うち世界農業遺産2地域）、国家漁業遺産3地域を認定している。

これらに対し、日本では、FAOに推薦する世界農業遺産候補地と、農林水産大臣が認定する日本農業遺産認定地域を同時に審査する体制がとられている。その一方で、日本農業遺産そのものを評価する視点を導入することが重要であるとの観点から、日本農業遺産の審査に当たっては、世界農業遺産の5つの選定基準とあわせて、①変化に対するレジリエンス、②多様な主体の参加、③6次産業化の推進、という日本独自基準をあわせて評価し、2016年度末の選定を目指している。

レジリエンス（resilience）は、いま世界的に注目されている概念であり、さまざまなショックをしなやかに受け止め、システムを守り、より持続可能なものへと変容させうる能力である³⁾。とくに自然災害や経済変化などに対して伝統的な農業システムなどの社会・生態システムはレジリエンスが高いと言われている。日本のような自然災害が多発するような地域では、こうした観点からの評価が重要である。

多様な主体の参加は、今日の農林水産業が置かれている状況を考えると、伝統的な農業システム維持のために必要と考えられる。すなわち高齢化や担い手の減少が進む農林水産業者に加え、地方自治体、民間企業、NGO／NPO、大学・高等学校などの教育機関、都市住民などが連携し、新しい資源の共同管理の仕組みづくりが必要である。例えば、阿蘇地域では、畜産に携わる農業者以外にボランティアが草原の野焼きに多数参加し、大きな力となっている。このような開かれた資源の共同管理を、私たちは伝統的なコモンズに代わる「新しいコモンズ」と呼んでいる⁴⁾。

6次産業化とは、生産、加工、流通を一体的に扱うことで、農林水産物の価値を高め、第一次産業の経済的自立を促す政策である。佐渡地域の「朱鷺と暮らす郷づくり」認証米のように、日本の世界農業遺産認定地域ではすでに、農業生物多様性などに配慮した農林水産物の認証制度による高付加価値の向上による所得向上の取り組みが進められている。私たちは、これを自然資本に立脚した「新しいビジネスモデル」と呼んでいる。

6 世界農業遺産を通じた地域連携・国際連携

日本の世界農業遺産認定地域間では、すでに人材の交流が進み、共創の取り組みも始まっている。2015年にミラノで開催された「食」の国際博覧会では、その時点ですでに認定されていた5地域が日本館に共同出展した。この出展は、日本の世界農業遺産における伝統的農業システムと食文化の深いつながりを海外にアピールする絶好の機会となった。

2016年4月に発生した熊本地震により、阿蘇地域では大きな被害が発生したが、他の認定地域から救援物資が送られるといった連携が見られた。阿蘇地域では災害を克服し、よりよい未来をつくる「創造的復興」を目指しており、自然災害に対するレジリエンスの高い世界農業遺産地域づくりが期待される。

世界農業遺産とUNESCOが認定する世界遺産、ユネスコエコパーク、ユネスコ創造都市などが地域連携することも重要である。第1回アジア生物文化多様性国際会議では、谷本正憲石川県知事と古田肇岐阜県知事が出席して世界農業遺産国際シンポジウムが開催されたが、私はその基調講演で、能登半島から岐阜県に至るそれらの連なりを「生物文化コリドー（回廊）」として地域間の交流、森里川海の連携、インバウンド観光の受け皿などとして活用していくべきと提案した（図1）。

また、2014年4月には、中国江蘇省興化市において第1回東アジア農業遺産学会（East Asia Research Association for Agricultural Heritage Systems: ERAHS）が開催された。この学会設立の目的は、東アジアという共通の農文化圏において、農業遺産のあり方をめぐる共通の課題やそれぞれの認定地域の特質に関する意見交換を行い、世界農業遺産や国家農業遺産をより良いものへと発展させることである。

すでに、第2回ERAHS会議は2015年6月に佐渡市で開催され、第3回は2016年6月に朝鮮人参の里である韓国錦山（クムサン）郡で開催された。第4回は、2017年8月にジャスミン茶の里である中国福州市で開催される予定である。政治的には緊張関係にあるこの3国であるにもかかわらず、農業遺産を巡って親密で友好的に会議を継続していることは、国際関係改善への貢献にもつながると考えられる。

東アジアの連携を基礎に、今後はアジア、アフリカ、中南米、欧米先進国など、他地域の世界農業遺産認定に連携の輪を広げていく必要がある。

Keywords: 1) GIAHS, 2) FAO, 3) rural community in Japan, 4) agricultural heritage system, 5) revitalization of local economy

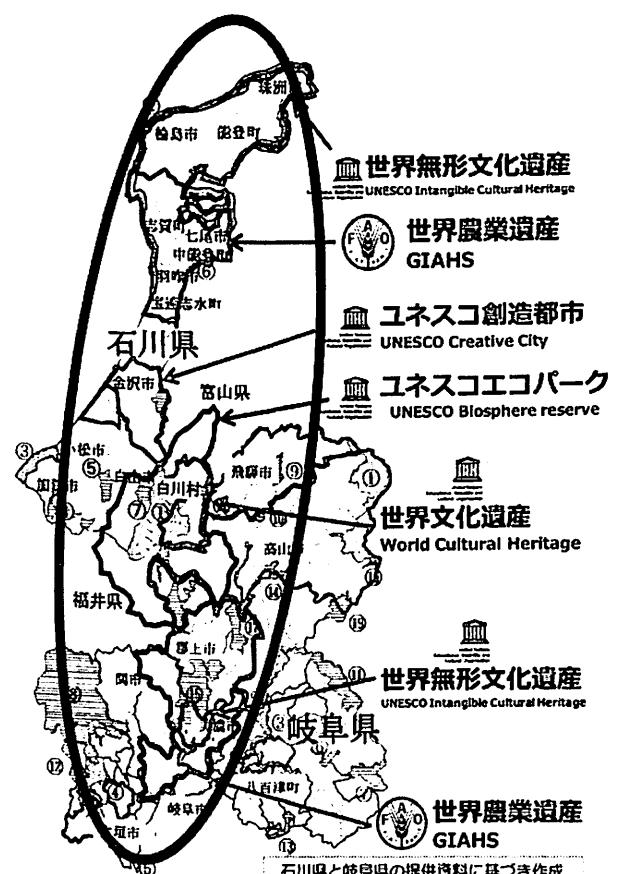


図1 FAOとUNESCOの認定地域間の広域連携による「生物文化コリドー（回廊）」の提案

参考文献

- 1) 国連大学高等研究所日本の里山・里海評価委員会編 (2012): 「里山・里海自然の恵みと人々の暮らし」朝倉書店, 224pp.
- 2) Takeuchi, K., Ichikawa, K. and Elmquist, T. (2016): Satoyama landscape as social-ecological system: historical changes and future perspective. *Current Opinion in Environmental Sustainability*, 19, 30-39.
- 3) Folke, C.: Resilience (2006): The emergence of a perspective for social-ecological systems analysis. *Global Environmental Change*, 16, 253-267.
- 4) Duraiappah, A.K., Asah, S.T., Brondizio, E.S., Kosoy, N., O'Farrell, P.J., Prieur-Richard, A.H., Subramanian, S.M. and Takeuchi, K. (2014): Managing the mismatches to provide ecosystem services for human well-being: A conceptual framework for understanding the new commons. *Current Opinion in Environmental Sustainability* 7: 94-100.

□特集基調論考□

世界農業遺産と日本農業遺産

GIAHS and NIAHS in Japan

濱本和孝*

Kazutaka HAMAMOTO

1 はじめに

我が国では現在も伝統的で多様な農林水産業が営まれ、美しい田園風景、伝統ある故郷、助け合いの農村文化が守り続けられている。他方、少子化や高齢化、コミュニティ機能の低下等によりそれらの根幹となる伝統的な農林水産業の継承が次第に困難になってきている状況にある。こうした中、伝統的な農林水産業の価値を評価し、保全を促す国連食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産の取組は、我が国農村振興の観点から大変重要である。このため、我が国は世界農業遺産の取組を支持し、認定の拡大を図るため、認定申請に必要な国内承認体制を整備したところである。

また、今般、我が国において将来に受け継がるべき伝統的な農林水産業システム（以下「農業システム」という。）を広く発掘し、その価値を評価するため、農林水産省では日本農業遺産を創設することとしたところである。

これら農業遺産は、伝統的な農林水産業の継承に留まらず、農村地域の自信と誇りを醸成し、国民の理解を深めることで、当該地域の活動への多様な主体の参画を促すとともに、地域産業を活性化させ、農村振興における様々な課題に貢献し得るものである。

2 世界農業遺産とは

世界農業遺産（Globally Important Agricultural Heritage Systems）は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づけられてきた伝統的な農林水産業と、それが関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システムを国連食糧農業機関が認定する仕組みである。

このシステムは、2002年に南アフリカで、国連が主催する「持続可能な開発に関する世界首脳会議」が開催された際に提唱されたのが始まりであるとされている。

その後、国連食糧農業機関において、世界農業遺産の

制度設計がなされ、国連食糧農業機関のホームページによると2005年に中国の「Rice Fish Culture」が最初に認定をされており、日本においては、2011年に新潟県佐渡市及び石川県能登地域が初めて認定を受けている。

なお、認定申請に当たっては、申請する地域の属する国の承認を受ける必要があり、我が国においては、地域からの申請に基づき、農林水産省に設置した世界農業遺産等専門家会議において審査を行い、その結果に基づいて農林水産大臣が承認を行うこととしている。

3 世界農業遺産の認定基準

世界農業遺産の認定基準については、以下に和訳したものをお示すが、世界的重要性（食料及び生計の保障、生物多様性及び生態系機能、知識システム及び適応技術、文化、価値観及び社会的組織、優れたランドスケープ及び土地と水資源管理の特徴の5基準）、歴史的及び現代的重要性を有することが必要とされている。

〔国連食糧農業機関が示す世界農業遺産の認定基準〕

(1) 世界的な重要性

申請された世界農業遺産の特徴は世界的重要性を有さねばならない。世界的な重要性は複合的な基準であり、その下で、人類の遺産として特定の地域によって代表される伝統的又は歴史的な農業システムの総合的価値が確立される。それが以下の5つの基準の下で、世界的な公的価値を統合する。その5つの基準を総計する又は結合することにより、これらのシステムの要素間の複雑な関係、ポジティブな結合性及び連関が総合的なシステムとして統合される。

「社会環境バランスを保つ潜在的レジリエンス（回復力）と能力」、「人類の発展における歴史的及び現代的な重要性」、「類似のシステムやサイトと比較して当該地域が代表する農業システムの独創的な又は顕著な事例であり、農業の伝統を証明するものであること」を含む、システム又は地域の個別の特徴の世界的な重要性の要約情報。

システムの顕著な特徴は、「持続可能な発展と生態系

*農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課 Rural Environment Division Rural Development Bureau MAFF

Keywords: 1) 世界農業遺産, 2) 国連食糧農業機関, 3) 日本農業遺産, 4) 地域活性化

管理に関する地球規模課題に対する重要性」と「文化的及び農業的遺産価値」の観点から要約されること。世界農業遺産の選考のための5つの基準は、当該システムによつてもたらされる機能性、財及びサービスの全体を表す。基準は以下のとおりである。

①食料及び生計の保障

申請された農業システムは、地域社会（多くの場合は原住民のコミュニティ）の食料及び生計の保障に貢献し、その生計源の大部分を占めること。当該システムが比較的に安定し、レジリエンス（回復力）のある食料及び生計のシステムを構築するために、当該システムは地域社会間での供給と交換を含むこと。

②生物多様性及び生態系機能

「農業上の生物多様性及び遺伝資源（種、品種・血統）」と「野生近縁種、授粉者及び農業システムやランドスケープに関わる野生生物などに関するその他の生物多様性」。当該システム又は地域は、食料及び農業のために世界的に重要な生物多様性と遺伝資源（例えば、作物や動物の固有種、稀少種、絶滅危惧種等）に恵まれていること。

③知識システム及び適応された技術

「貴重な知識」、「独創的な技術及び生物相、土地、水等の天然資源の管理システム」及び「農業生態系管理の慣習的な制度、資源へのアクセスとその利益分配に関する規範的な取り決め等が含まれている社会的組織及び慣習」が維持されていること。

④文化、価値観及び社会組織（農文化）

環境と農事暦に関連した世界観、価値体系、農文化の慣習、つまり知識移転を果たす祭礼及び儀式。現地の慣習は、「環境的目標と社会経済的目標とのバランスの維持」、「レジリエンス（回復力）の強化」及び「農業システムの機能のあらゆる重要な要素とプロセスの再現」において重要な役割を担う。それらは、「天然資源の保全を確保し、その公平な利用とアクセスを促進」することもあれば、「生物多様性、土地及び水の管理を促進する伝統的な知識システムと重要な価値を伝達」することもあり、また、「計画、協力及びイノベーション又は適応を促進」することもある。これらの慣習は「タブー、儀式及び祭礼等を含む儀式的又は宗教的な信仰と慣習」、「資源保有を含む慣習法や紛争解決」、「親縁関係、婚姻及び継承システム」、「リーダーシップ、意思決定及び協力」、「口伝や記述による伝統」、「ゲーム及び「教育と指示のその他の形態」、「性別の役割と特殊能力を含む役割分担及び労働配分」等の様々な形態を取り得る。

⑤優れたランドスケープ及び土地と水資源管理の特徴

環境的又は社会的制約に対して著しく独創的で実際的な解決策をもたらす人の営みによってもたらされたラン

ドスケープの特徴であり、モザイク状の土地利用、灌漑又は水管理システム、棚田、特殊な生態系に適応した建造物などである。それらは、「資源の保全や効率化」又は「貴重な生物多様性の環境、総合的レクリエーション価値や非営利的な用途（生態系の美学的、芸術的、教育的、精神的又は科学的な価値）」を提供する。

（2）歴史的重要性

歴史的重要性は、「農業上の生物多様性の定着と発展」、「貴重なランドスケープの創出」、「何世代にもわたる農業上の知識と技術の発展」及び「人類の発展及び社会的、文化的な発展」に対する農業システム又は地域による貢献により構成される。さらに、歴史的重要性は、当該システム又は地域が持続可能であり続けているか、また、過去の環境的変化や社会経済的変化に対してレジリエンス（回復力）を示してこれたかによって決められる。

（3）現代的な重要性

農業システム又は地域の現代的な重要性は、「食料と生計の保障の提供」、「人間の福祉及び生活の質への貢献」、そして「当該地域と社会全般のための、地域、国家及び世界の経済的及び環境的な財とサービスの創出」に関する当該システムの現在的及び将来的な能力によって確立される。そのため、この基準は農業システム又は地域の「世界又は国家の政策及び持続可能な発展への課題」に関する重要性に関わっている。それら政策や課題の最も顕著なものは「食料保障」、「人間の福祉」及び「気候適応、炭素貯留、水、土地及び生物多様性の保全」などの環境に関する目標を達成するためのものである。この基準の下、他の地域でも適用し得る、当該システム又は地域から得られた特殊な教訓や原則を強調すること。

4 世界農業遺産の認定地域

世界農業遺産の認定地域については、2016年1月現在、表1のとおり、15カ国36地域であり、うち日本では、2011年6月に新潟県佐渡市の「トキと共生する佐渡の里山」、石川県能登地域の「能登の里山里海」、2013年5月に静岡県掛川周辺地域の「静岡の茶草場農法」、熊本県阿蘇地域の「阿蘇の草原の維持と持続的農業」、大分県國東半島宇佐地域の「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」、2015年12月に岐阜県長良川上中流域の「清流長良川の鮎」、和歌山県みなべ・田辺地域の「みなべ・田辺の梅システム」、宮崎県高千穂郷・椎葉山地域の「高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム」がそれぞれ認定を受けている。

また、世界農業遺産の認定を受けた地域については、世界農業遺産の保全のための具体的な計画を定め、これ

表1 世界農業遺産認定地域（2016年1月現在）

国名	認定を受けたシステム（認定期）	国名	認定を受けたシステム（認定期）
日本	1.トキと共に生息する佐渡の里山(2011) 2.佐渡の里山里海(2011) 3.野町の京田畠庭園(2010) 4.伊勢の草原の里山と神奈の庭園(2013) 5.クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環(2013) 6.能登・兵庫川の鮎(2016) 7.みなべ・田辺の梅システム(2016) 8.高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム(2016)	韓国	20.ソウルのグドカラジョン棚田複合遺産システム(2014) 21.石川県の石川農業システム(2014)
フィリピン	22.イカガオの棚田(2011)	パラグアイ	23.フローティングガーデン農業(2016)
ジンバブエ	24.カシミールのウラカン農業(2011)	インド	25.コラットの伝統農業(2012) 26.南北に下までのクラナド農業システム(2013)
イラン	27.カシマーンのカナート複合システム(2014)	ローランド	28.アーバン・インカーリワの伝統的ナサン・システム(2013)
中国	9. 寮田の水田藝術(2003) 10. 二郎の棚田(2010) 11. 万葉の伝統耕作(2010) 12. 二郎の耕作・蚕桑・養鶏システム(2011) 13. イランの肥沃な肥沃地農業(2012) 14. フィリピンの伝統的茶園栽培(2012) 15. 阿蘇の古代山古道トレイヤ(2013) 16. 宮崎のふどう栽培の都市農業(2013) 17. 横川の窓上げ切妻造システム(2014) 18. 長野の伝統的なソメ農業(2014) 19. 静岡のジャスマシン・茶栽培システム(2014)	アルゼンチン	29.ゴート・オアシスシステム(2011)
チリ	30.ガラフのオアシスシステム(2011)	ニュージーランド	31.アトラス山脈のオアシスシステム(2011)
コロラド	32.マイケルの牧場(2011)	カナダ	33.アグロフォレストリーシステム(2011)
ニカラグア	34.マイケルの牧場(2011)	ケニア	35.アシダ農業(2011)
ペルー	36.チロエ農業(2011)	チリ	37.チロエ農業(2011)

に基づき、伝統的な農林水産業・農法や豊かな生物多様性などを次世代に確実に継承していくことが求められる。

5 世界農業遺産のメリット

世界農業遺産に認定されたことによる直接的な国の補助金等はないが、地域固有の農林水産業の価値が世界的に認められることで、地域の人々に誇りと自信をもたらすとともに、農産物のブランド化や観光誘致を通じた地域経済の活性化が期待される。

また、認定地域同士の交流など、国内外との連携強化も望める。

なお、新たに創設した日本農業遺産についても同様のメリットが考えられるとともに、世界農業遺産も含めたより幅広い交流、連携が図られるものと期待している。
〔世界農業遺産を活用した地域振興例〕

（1）地元金融機関等との連携

①いしかわ里山創成ファンド

地元7金融機関と石川県が計53億円を出資し、その運用益と企業等からの寄付金を加えた、年間約4,100万円（平成27年度実績）を、里山里海に人の手を取り戻す生業創出の取組やイベントに対する資金面での支援として活用。（平成28年度から基金総額を120億円に増額し、名称を「いしかわ里山振興ファンド」に改称）

②阿蘇グリーン定期預金

肥後銀行は、認定を契機に「阿蘇グリーン定期預金」を創設。個人の預け入れ総額に応じて、肥後銀行が一定割合を「阿蘇世界農業遺産基金」へ寄付。寄付金は、次のような活動に使用。（寄付実績 平成26年616万円、平成27年724万円）

- ・阿蘇地域の農林業及び草原を活用した畜産業の活性化に関すること。
- ・阿蘇地域で生産される農畜林産物等の付加価値向上に

資すること。

- ・世界農業遺産の周知・啓発・情報発信に関するここと。
- ・その他世界農業遺産を活用した阿蘇地域の活性化に資すること

（2）農産物のブランド化と生産振興

①世界農業遺産関連品のブランド化

世界農業遺産の認知度や価値の向上に伴い、能登の里山里海で育まれ、世界農業遺産の保全・継承に資する商品を「能登」の一品として認定。

平成28年4月現在、32品が認定されている。

（第1回認定商品（22品）対前年度売上平均1.5倍増）

②他認定地域とのコラボレーション

静岡県島田市のカネロク松本園では、茶草場農法で生産した一番茶と、世界農業遺産「能登の里山里海」のシンボルである白米千枚田のお米を使用した玄米茶を開発。世界農業遺産認定地域のつながりを生かしたコラボレーション。

（3）地域資源を活用した観光産業の推進

佐渡市にある人口140人余りの小さな岩首集落では、世界農業遺産認定を契機に、棚田周辺に住む住民自らがガイドとなり、大切に守り続けてきた棚田の魅力を発信するためのツアーを開催。（周辺施設での体験ツアーも併せると、ツアーには約830人が参加（平成26年）。）

〔認定地域同士の交流等例〕

（1）世界農業遺産広域連携推進会議

国内の世界農業遺産認定地域（県単位）連携・交流の場で、主に、共同のイベントや農産物の共同販売、経験・知識の交換などを行っている。

昨年10月には、当時の認定地域5県が共同で、ミラノ国際博覧会に出展し、日本のGIAHSが持つ魅力や、地域の食をPRしている。

（2）J-GIAHSネットワーク会議

国内の世界農業遺産認定地域（市町村単位）の連携・交流の場で、主に各地域における世界農業遺産の保全や利活用に関する取組や成果の情報交換等を行っている。

6 日本農業遺産の創設

世界農業遺産認定地域が認定により地域に活力をもたらし、先に述べたように様々な地域振興に活用されている中、国内で世界農業遺産への関心が高まり、認定を目指す地域が増えてきている。

一方、世界農業遺産については、認定地域が全36カ所中、日本8カ所、中国11カ所と2国で過半数を占めており、国連食糧農業機関において地域の偏りについて指摘が見られるなど、国内の世界農業遺産の認定地域を容易に増やせない環境にあると思われる。

そのような状況を受けて、農林水産省では、地域の農業遺産認定への気運を消すことなく、多様な伝統的農林水産業が営まれている国内の地域の価値を評価し、認知度を高め、地域の活性化につなげること、さらには世界農業遺産と相まって、国内の農業遺産全体をより盛り上げていくために有効と考えられることなどにより、本年度より世界農業遺産の日本版である日本農業遺産を創設したところである。

日本農業遺産については、世界農業遺産の承認と同様に、地域からの申請に基づき世界農業遺産等専門家会議で審査を行い、その結果を基に農林水産大臣が認定することとしている。

また、日本農業遺産については、世界農業遺産へのステップという位置づけではなく、同列に考えており、その基準についても、世界農業遺産における基準を「世界的な重要性」から「世界的及び国内的重要性」と読み替える他、日本において伝統的な農林水産業・農法を持続するために必要なこととして、次の基準を追加している。

①変化に対するレジリエンス（災害等に対する回復力）

自然災害が頻発し、生態系の変化が続いてきた日本においては、多くの農業システムが長い歴史の中で自然災害の試練に耐え、生態系の変化に対応して進化してきた。このため、これらの伝統的・独創的な農業システムの中には、特に自然災害や生態系の変化に対するレジリエンスの機能が内在されていると考えられる。

将来も起こり得る自然災害や生態系の変化に対応して、農業システムを保全し、次の世代に確実に継承していくために、自然災害等環境の変化に対して高いレジリエンスを保持すること。

②多様な主体の参加

農山漁村地域では、高齢化、過疎化による担い手不足、コミュニケーション機能の低下、生活習慣や価値観の変化等の社会的な変化が生じている。このような変化に対応し、地域固有の農林水産業及び関連する地域文化や生態系保全のシステムの維持・活性化に向けて、地域住民のみならず都市住民、企業、行政、NPO等を含む多様な主体の参加による自主的な取組を通じた地域の資源を管理する新しい仕組み（ニューコモンズ）によって、独創的な農業システムを次世代に確実に継承すること。

③6次産業化の推進

農業システムが有する歴史的価値、地域固有の農林水産物、伝統文化、田園風景などを活用し、農産物のブランド化や観光振興など地域ぐるみの6次産業化等の推進により、地域を活性化させ、農業システムの保全を図っていること。

Keywords: 1) GIAHS, 2) FAO, 3) NIAHS, 4) Community revitalization

なお、6次産業化等による利益は、農林水産業システムの保全に寄与しているものに対して、適切に配分されていること。

7 現在のとりくみ

本年4月より9月末までの間、世界農業遺産申請の承認及び日本農業遺産の認定について申請を受け付けたところ、19の地域から申請が行われた。前回の世界農業遺産申請承認の際は7地域であったので、世界農業遺産の関心の高まりや、日本農業遺産の創設の効果で申請地域が大幅に増加したものと思われる。現在、世界農業遺産等専門家会議において審査を行っているところであり、本年度末までに決定を行う予定としている。

また、農業遺産に関しては、認定地域の人々の自信や誇りに繋がり、農産品のブランド化や観光誘致にも一定の効果をあげているものの、ユネスコの世界遺産等と比べ、一般には知名度は未だ低く、知名度の向上を図ることが必要である。このことから、農林水産省としても新規地域認定記念シンポジウム、農林水産省消費者の部屋特別展示、ツーリズムEXPOなどを通じた周知に努めており、認定地域においても、各自又はネットワークを活かした情報発信等の取組が行われている。

8 まとめ

最初にも述べたが、我が国では現在も伝統的で多様な農林水産業が営まれ、農村文化が守り続けられているが、特に中山間地域において高齢化、コミュニティ機能の低下等によりそれらの根幹となる伝統的な農林水産業の継承が困難になってきている状況にある。こうした中、伝統的な農林水産業の価値を評価し、保全を促す農業遺産の取組は、伝統的な農林水産業の継承に留まらず、農村地域の自信と誇りを醸成し、当該地域の活動への多様な主体の参画を促すとともに、地域産業を活性化させるもので、農村振興の観点から大変重要であると考える。

我が国にはまだまだ対象となる地域が数多くあると考えるが、地域の人々にとって、日常の活動としてその農林水産業の重要性が十分に認識されていないケースもあり、認定されたことで改めて重要性に気づかれたということも聞かれる。ぜひ関連する有識者の方々などが、これら地域の発見や農業遺産の普及啓発にご協力いただきたい。

参考文献

- 1) 農林水産省. 2016. 世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する実施要領.
- 2) 農林水産省. 2016. 世界農業遺産パンフレット.
- 3) 農林水産省. 2016. 日本農業遺産チラシ.

□特集論考□

世界農業遺産認定の効果と課題についての一考察

—能登地域の事例より—

Impacts and Issues of Globally Important Agricultural Heritage Systems

香坂 玲*・内山 愉太*

Ryo KOHSAKA and Yuta UCHIYAMA

1 中心なき能登の世界農業遺産登録

能登の世界農業遺産の特徴は、パラドキシカルに言うならば「中心がない」ことだろう。輪島の千枚田がアイコン的存在になりつつあるが、佐渡のトキのような地域全体の営みを象徴する存在を有せず、「ここらへん一帯全部が里山で、客に何を見せていいのか」と、自治体からも住民からも戸惑いに似た声も上がる。

根底には、世界農業遺産が「生きている遺産」として強調する「システム」や「営み」という概念が十分に浸透せず、世界自然遺産のイメージで、まだまだ住民も観光客側も保護区や建物といった特定の場所やモノを期待している実情がある。

また、自治体側の事情として、トキをシンボルとして打ち出している佐渡が1市単独での登録に対して、能登は4市5町（2011年当初は4町）の広域の連携であることから、一つのシンボルに集約されないように構成自治体間で配慮が働いた。但しシンボルを持たないからといって、能登地域が手を拱いているわけではない。農業システムの見える化によって里山里海の一体的な保全と持続的利用を促進させようと、地域に広く分布する農業遺産の「構成資産」を一覧できるリスト化を自発的に開発した。それは「中心がない」能登地域だからこそ取り組みともいえよう。

本論考では世界農業遺産の制度を概観し、特に能登の事例に注目してその効果と課題を議論する。

2 世界農業遺産とは

農林水産省によると、世界農業遺産（Globally Important Agricultural Heritage Systems）は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムを国連食糧農業機関（FAO）が

*東北大学大学院環境科学研究科 Tohoku University Graduate School of Environmental Studies

Keywords: 1) 世界農業遺産, 2) 農産品, 3) 自治体, 4) 地理的表示, 5) 里山・卑海

認定する仕組である。現在、世界では15カ国36地域、日本では8地域が認定されている。2011年に同時に登録された能登半島と佐渡市の2地域が国内の世界農業遺産第一号であることを考えると、2016年の時点で8地域の登録は、急速に登録が増えていることを示している。

2011年6月に同時に認定された新潟県佐渡市と石川県能登地域は、いずれも里山を有している。佐渡市は、「トキと共生する佐渡の里山」として、トキが生息可能な環境を保全しつつ、農業の継承を目指している。市内で生産される米のうち基準を満たすものを「朱鷺と暮らす郷」の名称でブランド化し、市外で販売することを通じて、環境保全と持続的な農業を両立させようとしている点に特徴がある。対して能登は、里山里海に関連した各地自体の構成資産を積み上げていく方式である。

その後、2013年5月に、静岡県掛川周辺地域、熊本県阿蘇地域、大分県国東半島宇佐地域の3地域が認定された。それぞれ順に、茶畑周辺の茶草場、草原、クヌギ林を軸とする農業システムを有し、植生に特徴があるという点が共通している。阿蘇地域では、認定後にも震災、噴火等の災害を受けており、災害対応、復興の観点からも認定制度の活用可能性が模索されている。

続いて、2015年12月に、岐阜県長良川上中流域、和歌山県みなべ・田辺地域、宮崎県高千穂郷・椎葉山地域の3地域が認定された。

認定された各地の特徴は多様だが、佐渡市のトキのように農業システムの象徴を有する地域と、能登地域の里山里海のように、やや抽象度の高い概念を掲げている地域に大きく分類することができる。農業システムのシンボルは、具体的であるほど、多様な関係者の記憶に残りやすいかもしれない。他方で、具体的なシンボルが一人歩きすることにより、本来のシステムがよく理解されないまま消費されてしまうリスクもある。

そもそも世界農業遺産という認定制度の主要目的は、生物多様性を保全しつつ、地域の伝統的な農法を次世代

に継承していくことがある。例えば、古沢¹⁾は、世界農業遺産を六次産業化に関わる取り組みとして、「単に一次、二次、三次の産業の重層化という以上に、自然資本の多用の価値の発現と展開形態として農業の可能性を認識すべき」と述べている。ただ世界農業遺産に限らないことだが、必ずしも認定制度本来の趣旨と地元の期待が一致しない。筆者らの調査から、自治体の担当者や生産者は、観光振興、農林漁の商品の高付加価値化を強く期待していることが明らかとなった。具体的には、認定の効果として「観光客の誘致につながるのか」、「認定エリア内の農林商品の値段は上がるのか」といった、やや即物的な効果に地元の期待が集まり、次世代に継承すべき遺産としてシステムに重きをおく制度本来の目的と短期的には合致しない^{2), 3)}。一方で、国際機関や研究者の間では、同制度の主目的として、伝統的農業文化と土地利用、景観、生物多様性の保全が強調される。そのギャップは認定地域の運営の障害となりうるため、主体毎に異なる論理やニーズを共有し、調整する試みが必要だ。

また意識の差異は同じ認定地域内の自治体間にもみられ⁴⁾、担当地区を来訪者にとって「目的地」ではなく「通過地点」と受けとめる自治体担当者もいたりするなど、認定活用に対する温度差が表れている。その温度差を生む要因は、制度趣旨の共有度合いや理解度の差に起因している。

3 能登の世界農業遺産

能登半島では、里山・里海と呼ばれる独特な景観が形成され、モザイク状に広がる多様な土地利用と生業が存在し⁵⁾、文化的サービスを含む様々な生態系サービスを生み出している⁶⁾。また、お裾分けの文化による資源の配分も実施されている^{7), 8)}。同時に半農半漁と呼ばれる農業と漁業の両方に關わる生業も営まれている^{9), 10)}。他方で、能登地域は全国平均に比しても著しく高齢化が進んでいる。急速な高齢化に伴って表れる問題に対応しながら¹¹⁾、持続的な農業システムを継承していくには、過去の延長ではない取り組みとして地域内や地域を越えた連携¹²⁾も求められる。能登地域およびその他の日本の認定地域は、高齢化が進む先進国における世界農業遺産としてのモデルを構築することも課題として抱えている。

一方、能登地域では、域外の訪問者も含めた交流人口の増加を図ろうと、地域内各地で様々な取り組みがなされている。その一つに、里山・里海の農業システムを構成する資産をリスト化する取り組みがある。世界農業遺産の制度としては、システムを構成している要素毎の登録は義務づけられていないが、能登地域GIAHS推進協議会は世界農業遺産認定を目指すプロセスにおいて、地

域内では当たり前の存在であったと思われる景観や史跡、祭事、農産物といった資産を改めてリスト化する作業を開始した。リスト化された能登の世界農業遺産を構成する資産は、データベースとして整備されており、システムを表象する「もの」も確認することができる。各資産は農産品、景観、伝統行事等の12種類に分類され、253件の資産情報が含まれている。市町別の資産情報の総件数は、輪島が最も多く40件を超えており、次いで穴水が多い。輪島については、数のうえで優勢なだけではなく、既述のように、市内にある「千枚田」の風景が行政の観光パンフレット類の表紙でも多く使用され、能登の里山里海のなかでアイコンになりつつある。

具体的な資産の分類別の件数は市町毎に異なり、輪島では伝統行事等が3割以上を占めるが、穴水では農産・海産品の割合が高い。農産・海産品およびその加工品は、地域全体で生産されていることも多く、面的に分布している。例外的に伝統行事、伝統技術、農業関連工芸等については、ピンポイントで立地を確認できるが、全般的には市町境界にも分布しており、「中心がない」という印象と一致する。各資産の保全・活用において、自治体間の連携が求められている。

4 認定の効果と課題

世界農業遺産の認定効果をどのように測定するかは、マネジメントにおいて主要課題となっている。先述通り、現場の関係者が求める効果と、認定制度運営側が期待する効果にはかい離がある。ここでは先ず、現場の視点から捉えられる効果と課題に関して、農産品価格の動向について述べる。筆者らが比較的意識の高い宅配の消費者を対象に行った能登地域における認定前後の検証^{2), 3)}では、結果的には、能登や地域内の関連する地名を冠する商品の価格の上昇や、流通量の顕著な増加は確認できなかった。より長期の傾向や他地域との比較検証も必要だが、この結果は認定自体が農産品の商品価値を高めることにはつながらない可能性を示唆している。認定を追い風に農産品の流通を促進させたい思いは各地域にあるが、特に生鮮食品は輸送コストがネックとなり、例えば能登地域の先端に位置する地域では、消費地である金沢市やその他の流通網に乗ることが容易ではない。そのような地理的な問題は、伝統的な農業システムを営む地域に共通する問題でもある。

農産品の価格プレミアが容易に得られない状況に対して、流通や生産体系からのアプローチとして、企業の農業参入がある。能登地域では、農産品の加工品を製造する企業が耕作放棄地で農業を開始する動きなどもあり、それは環境の劣化を防ぐことにもつながっている¹³⁾。ま

た、流通に難を抱える認定地域における一つの方策として、生産から加工、販売までを行う6次産業化の企業のノウハウを活用することも有効と考えられる³⁾。その際、既存の生産者が有する知識のマニュアル化などによって知識の循環を進め¹⁴⁾、既存生産者と新規参入者の協力関係を築くことも必要である。

また、エリアではなく商品に注目した社会制度的なアプローチとして、農水省による「地理的表示」が注目され¹⁵⁾、2016年10月に能登志賀ころ柿（登録番号第20号）が登録された。地理的表示制度は、产地の環境や文化と生産プロセスや品質に関連性のある商品を認証する制度であり、認証商品には地名を冠する名称を付することが認められる。登録後は地域内で同じ環境下、同様のプロセスで、同じ質の商品が生産された場合、当初の生産団体以外の生産団体が生産したものであっても認証を受けられるという、いわば地域の共有財産を保全することを意図した制度である。地理的表示は、商品が生産されている地域に焦点を当てており、商品認証による地域活性化の相乗的効果を得られる可能性がある。

能登地域では、国制度に加え、世界農業遺産と連動するかたちで、「未来につなげる『能登』の一品」という認証を行っており、先述のころ柿も登録されている。

次に認定制度運営側が期待する効果と課題について述べる。世界農業遺産の認定自体を持続的に運営するには、認定地域の評価指標体系を構築し、適宜参照可能な状況にすることが望ましいと考えられる。但し、地域間の多様性を考慮しつつ統一的な指標体系を構築するのは困難な作業であり、認定地域と認定機関側の調整が必須である。認定機関側には、持続的な農業システムを支える生態系、社会の持続可能性を評価し、認定地域が適切にマネジメントされているか検証することが求められており、それにより認定地域に対して的確な指摘や支援が可能となる。世界農業遺産は国内で最初に認定された佐渡市と能登地域では、5年が経過した現在、認定効果の検証の時期に差し掛かっている。現在のところ、認定を契機として、農業システムの保全に向けた取り組みが活発化し、単なる外的な認定ではなく、認定を背景とした地域発の独自の取り組みも着手されており、能登地域では農家民泊の事例^{16), 17)}等でもみられる。また、能登が自発的に開始した構成資産のリスト化は、冒頭での「中心がない」との印象もある一方、単一のシンボルへの集約だけでなく、要素を俯瞰し、枠組みとして緩やかな自治体連携を可能にしている。リスト化のプロセスは阿蘇地域でも進められ、広がりをみせている。「中心がないこと」は、観光面でのインパクトは弱い可能性があるが、必ずしもマイナスばかりではない。今後は構成資産のリスト

化を具体的な保全、継承策へとつなげる取り組みが必要となる。能登地域では、先に指摘したように、構成資産が自治体の境界付近にも分布していることから、境界を越えた地域連携が必要である¹⁸⁾。それに関連し、筆者らは住民が地域資源を他者に勧める度合いを分析し、その結果、近隣の地域のみならず広域地域で支持されうる景観等の資源が存在することが判明した¹⁹⁾（下図参照）。それは、多様な地理的範囲の地域連携を模索する必要があることを示唆している。

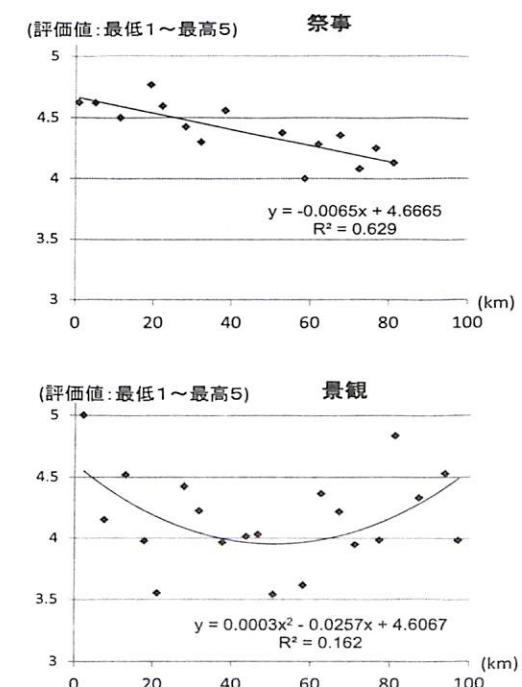


図1 地域資源の住民評価と居住地から資源までの距離

今後の研究課題として、農業遺産登録の影響や効果についての地域間の比較や長期での分析が欠かせない。個別に考えられる研究テーマとしては、緩やかなリスト方式とシンボルに集約した場合の効果の比較、商品を含む地域資源が継承される条件の分析²⁰⁾、インバウンド観光客の影響、視点の調査²¹⁾、認定活用に対する自治体間の温度差の要因と連携に向けた対応策が考えられ、各テーマを公的資料の定量的なテキストマイニング分析⁴⁾に加えて、自治体の規模、組織編制の観点²²⁾から解析することが望ましい。またFAOなど国際レベルと現場レベルの連携を促進するには、両者の視点から効果と期待を検証し、課題を把握したうえで、認定制度の活用策を調整していく必要がある。但し、保全か利用かではなく、保全を通じた地域の再生といった視点に立つことが求められる。世界農業遺産は、世界自然遺産等と異なり、建物や土地といった「もの」ではなく、持続的な農業を営むシステムが対象であり、農業という「営み」を後世に伝えようとしている。そこでは、伝統的な農法など、自

然を利用していくことこそが、保全や地域再生につながっていくといえよう。実際、農業に加え、伝統工芸、祭事などの人間の営みと自然の相互作用に着目し、両者を一体的に保全・活用しようとする「生物文化多様性」というコンセプトも研究者・行政中心に打ち出されている。まだ一般には馴染みのない概念ではあるが、今後に議論が深まり、広く発信されることが期待されている。

参考文献

- 1) 古沢広祐 (2015) :「環境と農業の新たな可能性 食・農・環境をめぐる世界と日本」『環境と共生する「農」 有機農法・自然栽培・冬期湛水農法』ミネルヴァ書房, 1-86.
- 2) Kohsaka, R. Fujihira, Y. Uchiyama, Y. (2015a): Impact of Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) certification to local agricultural products, IUFRO Conference sponsored by OECD Co-operative Research Programme. Seoul National University, 142-152.
- 3) 香坂玲、藤平祥孝、内山倫太 (2016) :「遺産に関わる国際認定制度は産地にメリットがあるのか:世界農業遺産の能登半島における伝統野菜・地名を冠する農産品の価格動向の分析を中心として」、追手門学院大学ベンチャービジネス研究所(編)、『人としくみの農業—地域をひとからへ手渡す六次産業化』、追手門学院大学出版会, 1-24.
- 4) Kohsaka, R. Matsuoka, H. (2015): Analysis of Japanese Municipalities With Geopark, MAB, and GIAHS Certification, SAGE Open, 5(4), 1-10.
- 5) FAO (2011): "Noto's Satoyama and Satoumi", <http://www.fao.org/giahs/giahsaroundtheworld/designated-sites/asian-and-the-pacific/notos-satoyama-and-satoumi/en/>
- 6) Hashimoto, S. Nakamura, S. Saito, O. Kohsaka, R. Kamiyama, C. Tomiyoshi, M. Kishioka, T. (2015): Mapping and characterizing ecosystem services of social-ecological production landscapes: case study of Noto, Japan, Sustainability Science, 10(2), 257-273.
- 7) 神山千穂、中澤菜穂子、齊藤修 (2014) :「自家生産及びいただきものによる市場を介さない食料供給サービスの定量的評価:全国及び能登半島を対象とした比較研究」環境システム研究論文集, 70, II-361-369.
- 8) Kamiyama, C. Hashimoto, S. Kohsaka, R. Saito, O. (2016): Non-market food provisioning services via homegardens and communal sharing in satoyama socio-ecological production landscapes on Japan's Noto peninsula, Ecosystem Services, 17, 185-196.
- 9) Kohsaka, R. Kawabe, S. Fujihira, Y. Oyamada, K. (2015b): Satoumi Conservation and Sustainability: An Empirical Exploration through a Face-to-face Interview Survey in a Local Fishery Community in Noto Peninsula, Journal of International Fisheries, 14, 1-16.
- 10) Kohsaka, R. Uchiyama, Y. (2016): The Influence of Affiliations with Agricultural Collectives on Attitudes of Fisherman towards Conservation and Perceptions of the Local Environment, Journal of International Fisheries, 15, 1-21.
- 11) 小田切徳美 (2015) :『農山村は消滅しない』岩波書店.
- 12) 佐藤真弓 (2010) :『都市農村交流と学校教育』農林統計出版.
- 13) 富吉満之、香坂玲 (2014) :「農業参入企業および営農集団による耕作放棄地の解消を通じたローカル・ガバナンスの再構築:石川県七尾市能登島の事例から」環境共生, 24, 54-61.
- 14) Kohsaka, R. Tomiyoshi, M. Saito, O. Hashimoto, S. Mohammed, L. (2015c): Interactions of Knowledge System in Shiitake Mushroom Production: A Case Study on the Noto Peninsula, Japan" Journal of Forest Research, 20(3), 491-502.
- 15) 香坂玲 (編著) (2015) :『農林漁業の产地ブランド戦略—地理的表示を活用した地域再生—』, ぎょうせい.
- 16) 山下良平、一ノ瀬友博 (2011) :「地域発展過程の合意形成の特性に着目した過疎地型地域経営モデルに関する事例的研究」農村計画学会誌, 30 (3), 436-442.
- 17) 香坂玲 (2012) :「地域再生 逆境から生まれる新たな試み 第5章 石川県能登町能登半島の挑戦—修学旅行で村の共栄を」岩波ブックレット 岩波書店.
- 18) Kohsaka, R. Uchiyama, Y. Fujihira, Y. (2015d): Traditional Forest Knowledge and their Linkage to Satoyama Landscapes in GIAHS Noto sites, Japan. The 8th International Conference on Traditional Forest Knowledge and Culture in Asia: Linking Biological and Cultural Diversity with Landscape Management, Nanjing, China, 31-34.
- 19) Uchiyama, Y., Kohsaka, R. (2016): Cognitive value of tourism resources and their relationship with accessibility: A case of Noto region, Japan", Tourism Management Perspectives, 19(A), 61-68.
- 20) Kohsaka, R., Matsuoka, H., Uchiyama, Y. (2016): Capturing the relationships between local foods and residents: A case in the Noto region, Japan", Journal of Ethnic Foods, 3(2), 86-92.
- 21) Kohsaka, R. Matsutani, H. Matuoka, H. Tomiyoshi, M. (2015e): Tourist Expectations: A Comparative Study between Non-Asian and Taiwan/Hong Kong tourists in Kanazawa, Japan, Journal of China Tourism Research, 11(2), 186-199.
- 22) 大野智彦 (2015) :「基礎自治体の環境行政組織:組織規模・編成の現状把握と規定要因分析」計画行政, 38 (3), 75-84.

謝辞

本論考は、科研費JP26360062, JP15H01597 及び平和中島財團、クリタ水・環境科学振興財團、総合地球環境学研究所：インキュベーション研究、並びに環境省環境研究総合推進費（課題番号S15-2(3)）の一部の成果を利用していいる。

Keywords: 1) Globally Important Agricultural Heritage Systems, 2) agricultural products, 3) municipality, 4) Geographical Indication,
5) Satoyama Satoumi

□特集論考□

静岡の茶草場農法

Traditional Tea-grass Integrated System in Shizuoka

稻垣 栄洋*・楠本 良延**

Hidehiro INAGAKI And Yoshinobu KUSUMOTO

1 茶草場農法とは

市場の国際化が進む中で、世界の農業は効率化や省力化が強く求められている。そして、農業の近代化に伴って昔ながらの伝統農業は失われつつある。しかしながら、手間を省くことなく、むしろ手間を掛けて良品質な農作物を生産してきた伝統的な日本農業の中にも、重要な強みが含まれていることだろう。

静岡県で古くから行われてきた「茶草場農法」もまた、良品質な茶を生産するために行われてきた伝統農法である。

かつて日本の農山村では、畑の肥料や家畜の飼料、茅葺屋根の材料などに用いるために「かや場」と呼ばれるススキ等を優占種とした半自然草地を有していた。1880年の記録では、日本の国土の30%は半自然草地に覆われていたとされている¹⁾。しかしエネルギー革命後、人々の生活が近代化する中で、ススキは用いられなくなり、里山の半自然草地は今や国土の1%にまで減少している¹⁾。そして、半自然草地に自生する動植物も著しく喪失しているのである。

ところが、静岡県の茶園周辺には、今でも管理された「茶草場」と呼ばれる半自然草地が見られる。そして、秋から冬にかけて茶草場の草を刈り取り、天日で乾燥させてから、茶園の畝間に敷いていく「茶草場農法」という伝統的な農法が今も守られているのである。草を刈り、束ねて干し、茶園に敷くという作業は今でも手作業で行われており、大変な重労働である。しかし、茶園に草を入れることで茶の香りや味が良くなるとされており、茶農家は良いお茶を作るために手間ひまを掛けてきた。この農家の作業によって、半自然草地が維持され、草地の生物多様性を保全されていたのである。

草刈りによって維持される日当たりの良い草地では、さまざまな里山の植物を見ることができる。また、秋の七草をはじめ、ササユリやリンドウ、ホトトギス、ワレモコウなど、茶草場で見られる植物には、茶の湯の席に

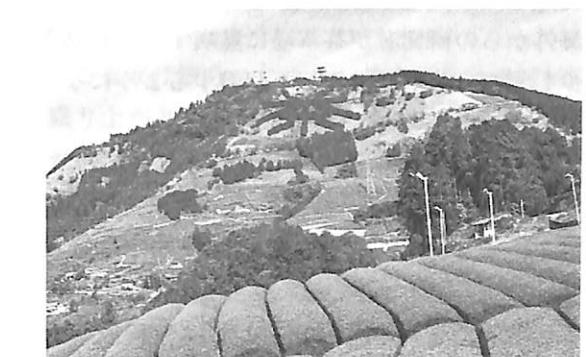


写真1 世界農業遺産の中心地域である掛川市の栗ヶ岳山の斜面の茶草場に、茶文字の形にヒノキの木が植えられている。

活けられる茶花も多い。「茶草」を活用した茶生産が、失われつつある草原の植物を保全し、「茶花」を守り伝えてきたのである。

農業や農山村は、生物多様性を保全することが指摘されている。しかし、農業の生産性を高めようとすれば、生物を犠牲にすることが多い。一方、生物を保全しようとすれば、農業の生産性を犠牲にしなければならないこともある。このような中で、茶草場農法は、高品質な茶を生産するという農業生産性を高める努力が、生物多様性を保全してきた貴重な例の1つである。かつて手間ひまを掛けて作られた良質な茶は、高い価格で取引されてきた。しかし近年では、ペットボトル用の安価な茶の需要が高まる一方、高級茶の価格が低迷しており、高級茶と下級茶の価格差は縮小傾向にある。そのため、昔ながらの茶草場農法を行う農家も、減少しつつある。

2 世界農業遺産申請のきっかけ

静岡県のプロジェクト研究で、耕作放棄地の害虫を調査していた際に、筆者らは害虫の発生がなく、植物の生物多様性に富んだ植生を見出した^{2,3)}。これは耕作放棄地ではなく、水田跡地を茶草場として利用していた採草地だったのである。茶草場は、本来は山の傾斜地に位置している。しかし昭和40年代に茶園の面積が拡大した

*静岡大学農学部 Shizuoka University Faculty of Agriculture

**農研機構 農業環境変動研究センター Institute for Agro-Environmental Sciences, NARO

Keywords: 1) 世界農業遺産, 2) 茶草場, 3) 半自然草地, 4) 指標植物, 5) 認証制度

時期は、茶草場が不足したため、減反政策で利用しなくなった棚田等を茶草場に転用する例が多く見られたのである。その後、静岡県農林技術研究所と農業環境技術研究所の共同調査により、茶草場には草地性の植物だけであることが明らかとなったのである^{4,5)}。これらの研究成果を発表する中で、国内外の研究者が茶草場を見学に訪れるようになった。「こんなもののどこが珍しいのか」「こんなものはどこにでもあるのか」と言っていた地元の人々も、海外からの研究者が茶草場に驚嘆するのを見るうちに、少しづつ、茶草場の価値を認識するようになっていった。

2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）が開催された際に「茶草場」が注目され、翌3月の国際 SATOYAMA イニシアティブ定例会合の現地視察に選ばれた。地域の方々は、会場を茶草場の草花で飾り、地域の伝統食を用意して、最高のおもてなしを用意していた。それが2011年3月12日、東日本大震災の翌日のことである。そして、震災を受けてエクスカーションは中止となった。世界に向けて地域の誇りを感じていた地域の人たちが、これ以上ないくらい落胆する姿を前にしたとき、筆者が考えたのは、「世界農業遺産としての評価」であった。ただし、世界農業遺産の申請を提案した当初は、「そんなものは、いらない」と反発する声が多かった。世界農業遺産に登録されると、子どもたちにも大変な農法を強いなければならないのではないか、また、農地の構造改善や農薬散布などが制限されると誤解されていたのである。しかし、FAOの世界農業遺産は、UNESCOの世界遺産と異なり、農業や地域を振興するための制度であり、農地の利用や農薬の使用に関して制限や義務がないことを、ていねいに説明をして回る中で、次第に、世界農業遺産の登録に向けた体制が整っていった。当初、反対を唱えていた人たちは、それだけ地域の将来を深く考えていた人たちもある。「祖先から受け継いだ茶草場農法は地域の誇りだ。自分たちが後世に引き継いでいく」とFAOの視察があったとき、力強く語ってくれたのは、反対をしていた人たちだった。こうして2013年5月に開催された世界農業遺産国際会議において、川根本町、島田市、掛川市、菊川市、牧之原市の5市町を範囲として、「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に登録されたのである。

3 茶草場農法の認証制度

世界農業遺産登録後に、「世界農業遺産『静岡の茶草場農法』推進協議会」では、茶草場農法実践者の認証制度を制定した。この認証は、各農業者の良質茶の生産活

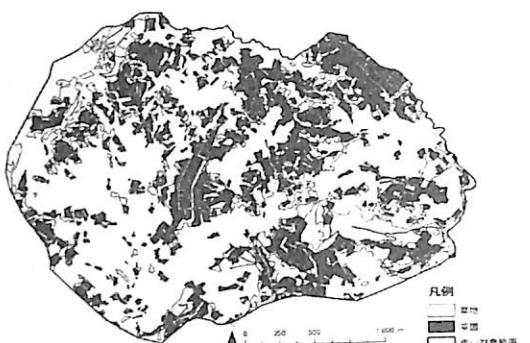


図1 掛川市東山地区における茶草場の分布

動において生物多様性を育む茶草場を維持することへの努力と貢献度を指標とし、経営茶園面積に対する茶草場面積の割合に応じて3段階で認定している。この認証は茶の葉のマークの枚数で表されており、茶園面積の50%以上の茶草場を有する場合が最高ランクの「三葉」、25%以上50%未満の場合が「二葉」、5%以上25%未満で「一葉」となる。静岡の茶草場の認証制度は、大きく2つの特徴がある。1つは、「茶」ではなく「人」を認証する制度ということである。茶は流通が複雑であり、農家の生産した荒茶が、直接、消費者に販売されるのではなく、「合組」という技術により、複数の産地の茶がブレンドされて、味が調整され、最終的な商品となる。そのため、世界農業遺産ブランドの恩恵が商品を販売する流通・販売業者だけでなく、世界農業遺産の担い手である農家も受けられるようにすることが、農家を認証することの目的である。この認証制度は、生物多様性への貢献度を評価するものであり、茶の品質を保証するものではない。しかし、茶草を入れることで茶の味が良くなるという経験的な評価によって、認証されたお茶は一定の評価を得ている。この実践者認定制度を基礎として、茶草場農法実践農家の茶を「茶草場農法」と表示して販売する製茶加工業者の認証が行われ、また、茶を使った加工品や茶草場農法を支援する企業の商品に表示する場合の「応援制度」があり、「農家」「製茶加工業者」「企業」のそれぞれが認証される。

もう1つの特徴は、GISを使い、科学的な計測によって認証が行われるという点である。実践者の認証は、茶園面積に対する茶草場の面積で評価される。しかし、茶草場は茶園の周辺に点在している。また、傾斜地であるため、農家自身も正確な面積を把握していないことが多い。そこで、申請を受けた市町では、現地確認とGISによる計測を行い、正確に茶草場面積を測定している。

現在、約580戸の農家が認証を受けており、認証面積は茶園約1200ha、茶草場約450haとなっている。生物多様性保全の貢献度を対象とした茶草場農法実践者の

認証制度は、世界農業遺産のサイトの中では、最初の事例であるとともに、極めてユニークな制度として、評価を得ているところである。

4 農家の誇りによる認証制度

筆者は、当初このような認証制度を作ることに対して、反対であった。理由の1つは、認証の基準があまりに厳しかったことにある。傾斜のきつい山の草地で草を刈り、持ち出して、茶園に敷く作業はすべて手作業である。厳しい基準を設けることは、認証制度に参加する農家が少なくなるってしまうことを心配したのである。

もう1つの理由は、農家の差別感である。同じ地域や集落の中にも茶草場農法を行う農家と行わない農家がある。茶草場農法を認証するということは、同時に農法を行わない農家を区別することになる。また、農家は共同で茶工場を持ち、荒茶生産を行うことが多いが、茶草場農法の茶を厳しく認証するということは、茶草場農法の茶を区別して製茶しなければならないという技術的な問題もある。それよりも、誰もが自由に「世界農業遺産」という名称を利用できる方が、広がりが期待され、地域全体が盛り上がると考えたのである。しかし、これら的心配は杞憂であった。現状では、筆者らが心配したことなどは一切、起こっていない。

現在の認証制度は、悪用を防止するという点では、不完全な制度である。たとえば、茶農家が共同の茶工場で荒茶生産を行う場合、認証は茶工場単位で行われる。その場合、茶草場農法を行わない農家を仲間外れにすれば、茶園面積に対する茶草場面積の比率は高まる。しかし、今のところこのような例はまったく問題になっていない。茶草を入れることを義務付け、ペナルティを課している地域もある。しかし、病気や高齢などで茶草を入れることのできない農家の茶草場は、周辺の農家が代わりに管理しており、実際には、ペナルティが支払われることはない。また、厳しい認証制度に参加できない農家も多いが、それらの農家も、自分の産地から認証農家が出ることを喜び、共に世界農業遺産を盛り上げてくれている。

また、茶草場の管理方法や、茶草場農法のやり方に関する決まりはないことも問題点の1つである。極端な例を考えれば、草を一本刈ってきて、草を一本入れただけでも、茶草場農法となる。しかし、どの農家も茶草を入れる作業に手を抜くことはない。現在の認証制度は、これまで共に協力して良質な茶づくりに励んできた「農村のきずな」と、手を抜くことなく良い茶作りに励んできた「農家の誇り」に支えられていると言つてよい。

厳しい認証制度から、世界農業遺産のプログラムに参



図2 生物多様性への貢献度を示す認証シール

加できる農家は限られており、このことは地域的な広がりや盛り上がりを難しくしている一因とはなっている。しかし筆者は、茶草場農法が維持されてきた背景には、茶草場農法の実践農家だけでなく、茶草場農法を行っていない農家の貢献もあったと考えている。茶園に草を敷くという農法は、古くは全国各地の茶産地で行われていたが、重労働であることから、次第に行われなくなってきた。一方、茶どころの静岡県では、茶産地どうしの競争が激しく、切磋琢磨して良質な茶作りが取り組まれてきた。茶草場農法は、そのような中で広く行われてきたのである。茶草場農法は、厳しい目と舌で茶の品質にこだわってきた茶農家や茶商など茶業界全体で守ってきた農法であるとも言える。現在、5市町で組織されていた「世界農業遺産『静岡の茶草場農法』推進協議会」の機能は、静岡県庁に移管され、県の「茶の都構想」の中で、より広がりを持った活動を図りつつあるところである。

5 指標植物による茶草場の評価

茶草場の中にもいくつかの類型があり、実際には、すべての茶草場で多様な植物種が保全されているわけではない^{5,6)}。そのため、茶草場の環境を維持していく上では、生物多様性をモニタリングしていく必要がある。しかし、「生物多様性」という概念や、種の多様性の調査は農家の方には簡単ではない。そこで、筆者らは、植物種の多様性と相関の強い指標植物種の中から、農家や一般市民が判別しやすい植物種としてタムラソウ、ツリガネニンジン、ワレモコウの3種を選定した^{5,6)}。現在、この指標植物の調査は、静岡県の環境保全型農業直接支払交付金の要件として採用され、農家に義務付けられている。ただし、義務付けられているのは、指標植物を調査することであり、指標植物が何種あったかは問われない。茶草場農法において農家にとって重要なのは、茶園に入れるスキヤササであり、茶草場の植物は眼中になかった。指標植物の調査を義務付けている目的は、農家自身が茶草場の植物に目を向けてもらうことにある。実際に農家が指標植物の調査を行えば、3種以外にもさまざま

な草花を見つけることができる。3種以上の植物が見つかることは、農家にとって自慢になり、最近では、茶草場に作業に行くときにカメラを持参する農家も多い。

指標種を用いた環境支払はドイツで例が見られる。一方、英国では生物多様性の指標種（Result）よりも、生物多様性保全のための取組み（Act）を評価する傾向にある。筆者らの調査から、静岡県の茶草場では、茶草場の歴史や履歴が植物の多様性に大きく影響することが明らかとなった。また、地域間や場間の多様性（ β 多様性）が大きく、このような地域の多様性が全体の生物多様性に寄与していると考えられる。そのため、指標植物の有無だけで農家の努力を評価することは難しい。このことから、特定の指標種で評価をするよりも、茶草場の管理というActを評価する仕組みが適していると考える。

6 観光への活用

「世界農業遺産」というブランドの具体的な活用方向は、大きく農産物の付加価値化と観光への活用の2つがある。しかし、世界農業遺産を観光資源とするには課題がある。世界遺産は、建物や景観など不動産が認証されているため、観光客は世界遺産の価値が十分に理解できていなくても、その場所に観光に行くことができる。これに対して、世界農業遺産は、農業システムが評価されることから、観光客はその遺産を見ることができないため、観光客への説明が必要となる。そこで筆者らは、世界農業遺産への登録を前に、タクシー運転手や観光バスガイドが世界農業遺産の語り部となってもらえるように、観光協会に対して勉強会を行った。その成果として実現したのが、「茶草場タクシー」である。このタクシーは予約制であるが、新幹線の掛川駅からタクシードライバーが茶草場をガイドしてくれる。また、茶草刈りの体験や、茶草場の散策など、農家の企画による茶草場ツーリズムも行われつつある。実際には、茶草場ツーリズムが農家にもたらす直接的な利益は少ない。しかし、茶の消費量が減少している中で、ツーリズムを通じて消費者と生産者が交流を持つことにより、茶産地や緑茶のファンができる、顧客が増えるという効果が期待されている。

茶草場農法は、専門家による評価によって世界農業遺産に登録された。しかし、観光客に魅力を伝えるためには、自分たちの言葉で語ることが大切となる。茶草場は茶畠の横や、農家の裏や、通学路の傍らなど身近な場所にある。専門家の「外部評価」を、自分たちにとっての「内なる価値」に変えるために、現在、ワークショップや茶草場の魅力を表現する文化祭などが実施されている。

7 世界農業遺産にとって大切なものは何か？

世界農業遺産の中心エリアである掛川市東山地区の皆さん、茶草場農法を世界にPRするために、ポスターを作成した。地域の農家の方々は、どのようなポスターを作成だろうか。

意外なことに、そのポスターには、静岡県のシンボルである富士山も美しい茶畠の風景もない。そのポスターに大きく描かれたのは、昔から茶草場を守ってきたおばあさん、今、茶草場を守っているお嫁さん、そして、おそらく将来、茶草場農法の守り手となるであろう子どもたちであった。どれも、農家の方々が、自分で撮った写真である。このポスターを見たときに、私は、この人々は世界農業遺産にとって大切なものがわかっていると強く感じた。世界農業遺産にとって、もっとも大切なものは生物多様性ではないし、美しい風景でもない。生物多様性や美しい風景は、農業や農村での暮らしがあって、初めて守られるものである。世界農業遺産にとって、もっとも大切なものは「人」であるということを、これらのポスターは雄弁に私たちに教えてくれているのである。



写真2 地域の方々が作った茶草場農法のポスター

参考文献

- 1) 小椋純一 (2006) : 日本の草地面積の変遷. 京都精華大学紀要 30, 159-172.
- 2) 稲垣栄洋・大石智広・高橋智紀・松野和夫 (2008) : 静岡県の茶園地帯に見られる管理された茶草ススキ草地. 雜草研究 53: 77-78.
- 3) 稲垣栄洋・大石智広・松野和夫・高橋智紀・伴野正志 (2008) : 静岡県菊川流域における植生の異なる休耕田にみられる動植物. 緑化工学会 34: 269-272.
- 4) Inagaki H. and Kusumoto Y. (2015): Assessment of GIAHS in Shizuoka: The traditional tea-grass integrated system. Journal of resources and ecology, 5(4), 398-401.
- 5) 楠本良延・稻垣栄洋 (2014) : 草原の維持による特異な生物多様性の保全. 環境情報科学 43, 14-18.
- 6) Kusumoto Y. and Inagaki H. (2016): Symbiosis of Biodiversity and Tea Production Through Chagusaba. Journal of Resources and Ecology, 7(3): 151-154

Keywords: 1) Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS). 2) Chagusaba (Traditional tea-grass integrated system). 3) semi-natural grassland. 4) Indicator plant, 5) certification system

□特集論考□

熊本地震前後の阿蘇における「世界農業遺産」の意味

—阿蘇が誇る民間の取組み—

Grass Root Activities in Aso before and after the Big Earthquake

大津 愛梨*

Eri OTSU

1 はじめに

阿蘇地域の「世界的な価値」は、人工的に維持されてきた広大な草原と、畜産および稲作・畑作の複合経営によって形成してきた景観や生態系、文化にある。人工的に維持してきた草地を含む伝統的な農法という点では、静岡県の掛川地域と共通する部分もあるが、世界でも最大級のカルデラ内に5万人、今なお活動を続いている火山のふもとに7万五千人が住み、独特の魅力を持つ農村地帯として国内外から愛されて続いている点で、やはり唯一無二の価値がここにあるのだろう。

そんな客観的視点から見た「阿蘇の価値」に加え、この論考で特筆したいのが、「地域力」である。熊本県人に愛され続けている阿蘇。地域住民の力だけでなく、阿蘇に住んでいない住民たちの力によってここまで維持され、そしてまた次に繋げていこうとしている姿について論考したいと思う。

2 危機的状況にある先進国農村地帯

日本の国立公園としては最も古い部類に入る阿蘇地域は、観光地としても根強い人気を保ち続けている。その魅力は、2016年4月に発生した熊本地震でさえも搖るぐことはなく、余震が続く数か月は安全性への危惧から観光客数が落ち込んだものの、地震や豪雨によって削れた山肌や、大きく波打つように隆起している登山道路からは大地の力強い営みを感じることができ、夏以降は再び観光客が訪れるようになっている。大地震は400年ぶりのことだが、火山活動による地域住民への影響と言ふ意味では有史以来続いている。そのような状況下において、農業者、特に家族経営を営んでいる農業者の精神的な強さには目を見張るものがあった。自然災害と隣り合わせで生きてきた、この地の民の特性なのかもしれない。

一方、草地の維持については、地震発生前から危機的な状況にあった点については楽観視できない。先進国の農村地帯が共通して直面している課題、つまり農家の高齢化や農家戸数の減少、後継者不足、非農家との所得格差等は、阿蘇も例外ではない。阿蘇に限らず、日本の世界農業遺産認定地域はどの地域でも同じ課題を抱えていると推測される。人口がピークアウトした我が国において、たとえ世界から認められるような価値を有していても、認定地域の中に「限界集落」と呼ばれるような集落があることは珍しくない。これまで先人の努力によって維持してきた「世界的な価値」をどのようにして今後も維持していくかというのが、共通の課題である。

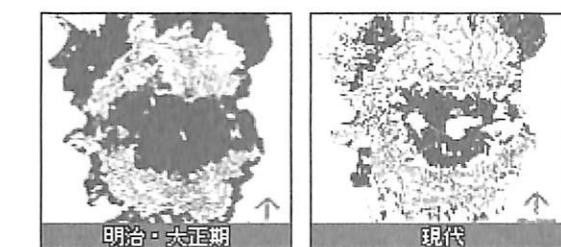


図1 草原面積の減少
出典：自然景観地における農耕地・草地の景観保全管理手法に関する調査研究報告書：財團法人国立公園協会：平成7年

3 阿蘇の景観を守ってきた活動

そのような状況の中、阿蘇の草原は多くの都市住民からも「守るべき存在」と認識されており、実際に守るために努力がなされている点で、他地域にも参考になるような取り組みが見られる場所だと言える。その取り組みとは、公益財団法人・阿蘇グリーンストックによる「野焼きボランティア」だ。農村住民の高齢化や農家の減少により、草原を守るために火入れ作業が年々困難になり草原の減少を招いている（図1）。その状況を打開するため、10数年前に民間の財団法人が都市農村交流事業

として始めた。地元住民の受け入れ負担を減らすため、同財団が事前に安全講習や技術指導を実施した上で、「輪地切り（わちぎり）」と呼ばれる防火帯づくりや「野焼き（のやき）」と呼ばれる火入れ作業にボランティアを派遣している。その手配や連絡も全て同財団が執り行っている（図2）。

取り組みが始まった当初は「お金ももらえないのにわざわざ危険な作業をしに来る人などいるわけがない」と懐疑的だった地元住民らも、嬉々として何度もボランティアに参加する都市住民の姿を見るうちに、彼らの存在を頼もしく思うような関係性ができてきた。ボランティアに来る都市住民の数は増え続け、活動を始めた1999年には110名だったボランティア数が、2010年には2100名、地震前の2015年にはなんと2518名にまで増加。地震の影響により2016年度は減る可能性もあるが、そもそも地震や豪雨によって緩んだ地盤が土砂崩れを起こす危険性があるとして野焼き自体を取りやめる場所も少なくないと予測されている。

熊本県が実施したアンケート調査によると、10年後も野焼きを続けられるだろうと考えている牧野組合（草原の入会権を持つ地域住民の組織）は全161牧野中、約半分。野焼きボランティアの存在が草原の維持に多大な貢献をしている事実を疑う声はもはや聞こえないが、ボランティアの存在があっても尚、2万2千ヘクタールという広大な草原の維持方法は、今後も大きな課題である。しかし既に2016年度の初心者講習（安全講習）も開始しており、関係者の心配をよそに、定員いっぱいの申し込みがあったとのことで、ひとまず胸をなでおろしているところだ。噴火活動や気候条件にも左右されるが、大地震があった今年こそ多くの方に参加して頂き、阿蘇の草原維持を通じて前向きな姿勢を内外に示したいところだ。

野焼きボランティア以外の取組みとして、熊本県が確約している草原の再生・保全に対する予算の他にも、肥後銀行が草原再生定期預金という仕組みをつくっていた



図2 野焼きボランティアの皆さん

り、草原再生QUOカードが発行されていたりと、熊本の経済界も県の宝である阿蘇の草原保全に一丸となって取り組んでいる。

4 世界農業遺産登録の契機と認定後の活動

上記のような課題があるとは言え、農家と非農家が同じ想いで守ってきた阿蘇の草原は熊本県民の誇りであり、今後も何とかして守っていきたいという想いは県全体の意向として明確に位置づけられている。

そんな「県民の宝・阿蘇」を「世界の宝」にと、世界農業遺産への登録を目指す動きも、行政からではなく民間人の発案によってはじまつた。こうしたボトムアップの事例は世界でも初めてだったとのことなので、もう少し詳しく契機および経緯について紹介したい。

熊本出身のイタリアンシェフである宮本けんしん氏が「阿蘇地域を世界農業遺産に！」と地元紙を通じて発案し、懸賞論文の大賞を受賞したのは2012年のことである。この提案は幅広い層に受け入れられ、特に幼少期は農家に憧れていたという熊本県知事・蒲島郁夫氏は即座に共鳴し、県庁が総力を挙げて認定に向けた取り組みを開始した。FAOに野焼きと焼き畑の違いをきちんと理解してもらえなかったり、野焼きだけが特徴的であるとの誤解を受けたりするなど、認定への道のりには危機的な状況も生じたが、熊本県庁は諦めることなく、副知事と宮本氏と、阿蘇で景観保全型農業をしている筆者をローマに派遣して起死回生をはかったり、申請書の内容を強化したりと、努力を続けた。民間人を急遽海外に派遣するに当たっては、担当職員が上司宛に手紙を書いて必要性を訴えたと言う心温まるエピソードもある。このように官民が力強く協力して手にした「世界農業遺産」。県知事はその後も強いリーダーシップを發揮し、認定後の周知や野焼きボランティア等に対する県費の確保など、具体的なアクションを次々と起こした。行政の取組みについては、県庁のホームページで詳しく紹介されているため、本論考では阿蘇らしい取り組みとして認定後の民間団体による活動を以下に紹介したい。

認定後に、いわゆる「言い出しちゃ」である宮本けんしん氏を中心に、若手農家や研究者たちが任意団体を発足。「世界農業遺産 ASO プロジェクトチーム」という名称で、民間団体として具体的に何ができるかの模索を始めた。しかし宮本氏をはじめ、構成メンバーはそれぞれ本業があり、想いはあってもなかなか具体的な取り組み形が見いだせないまま半年が過ぎる。筆者がトヨタ財団の活動助成に申請し、2年間の活動資金（2年間で400万円）を獲得したところから具体的な活動が始まつた。まずは事務局となる人材を確保。世界農業遺産とい

うと、必ず農産物や加工品のブランド化とグリーンツーリズムが具体的な施策として挙げられる。この2点については、行政およびJAをトップとした「世界農業遺産推進協会」が取り組み始めていたし、その方が効果も大きいため、民間の団体としては行政等の組織が取り組みにくいテーマに特化することを決めた。東京大学の梶谷准教授を中心とした研究グループ「ローカルスタンダードFS」の協力を得て、阿蘇郡内の4カ町村にてワークショップを開催。農家だけでなく、子育て中のお母さんや、IターンUターン者、観光や福祉関係者といった幅広い民間人に加え、行政セクターからも県庁職員、地域振興局職員、基礎自治体職員を招待することで、その後の連携がしやすいよう計らつた。「哲学対話」という手法を使った車座のワークショップで、地域住民がどんなことを課題として捉え、何に取り組みたいかを聞き出していった。その結果、行政主導では出にくいと考えられる下記のようなキーワードが挙がつた。

- ・世界農業遺産に認定されたと言っても、引き継ぐ相手がいないことには価値が失われてしまうため、農村こそ子育てがしやすい社会になって欲しい。
- ・農村の新たな可能性として、農山村における再生可能なエネルギーの普及・利用拡大をめざしたい
- ・大きな組織が取り組みにくい「放牧肥育」（阿蘇の草原で成牛になるまで放牧して育てる飼育方法）について可能性を探りたい、等々。

そこで活動1年目は、上記3点について、専門家を招聘して勉強会を開催したり、移住してきたママさんグループが育児情報誌を作成して無料配布したりした。

活動2年目に入ると、それぞれの分野についてさらに検討を深めるために優先順位をつけたところ、メディア等で取り上げられる機会が増えている割に生産地としての対応が遅れている「グラスフェッド」「赤身牛肉」についての関心が農家・非農家ともに高かったことから、6回シリーズの連続セミナーを開催した。セミナーと併せて、これまで先駆的に放牧肥育の可能性を探ってきた関係者が、統一規格や共同牧場企画について検討する場を設けた。その結果、掛川市の取り組み例を参考に、草をどれくらい食べさせているかの表示をするのはどうか、最低でも何か月は放牧するという基準を設けるのはどうかなど、1年間でそれなりに具体的なアクションに近づいたが、その矢先に熊本大地震が発生。その後の余震や記録的豪雨の影響も受けて、放牧場における土砂崩れや地割れの危険性が高まっていることから、話が停滞てしまつていて、グラスフェッドビーフのよき理解者である宮本シェフの指導により、たとえ放牧肥育が難しい状況になつたとしても、阿蘇の草原から採れる粗飼料

を中心に育てるグラスフェッドビーフが近い将来、増えて欲しいと期待しているところである。

トヨタ財団の活動助成期間終了後にも、平成28年度に新たな活動が始まろうとしている。それは、熊本大地震の教訓を活かした地域コミュニティの維持に向けた挑戦である。本論考の最後に、この新しい活動について紹介したい。

5 熊本地震の影響

熊本大地震において、阿蘇郡の中では南阿蘇村が最も大きな被害を受けた。阿蘇への出入り口となっている橋が崩落し、空港から南阿蘇へのアクセスとなっているトンネルも不通の状態が続いている（図3）。一番被害が大きかった集落では、地震後半年が過ぎても復旧の見通しがほとんど経っていない。家屋の被害がそれほどひどくなかったエリアでも、断続的な断水が続いていたり、地震後の記録的豪雨で発生した土砂崩れにより、田畠が埋まつてしまつたりする。村の中でも被害状況の地域格差が大きいため、行政としては被害が大きかったエリアの復旧が最優先となり、県が目指している「創造的復興」までは踏み込めていない。



図3 地震により起きた大規模な土砂崩れ

そのような状況の中、今回の震災で浮き彫りになったのは、地域コミュニティの力であった。地域コミュニティが強いエリアは、避難所でも、そして避難まではしていない集落でも、昔の知恵を活かした暮らしや住民同士の支え合いがされていた。しかしこうした地域コミュニティは、小中学校の統合によるスクールバスでの登下校や、小さな商店の廃業による商圈の拡大、少子高齢化による空き家の増加などに伴い、日本に限らず先進国の農山村では失われつつある。一度失ってしまった地域コミュニティを再生させるのは非常に困難であるため、かろうじで維持されている集落のコミュニティ力を維持し続ける努力をすることの必要性が明白になったのである。

6 阿蘇における課題

しかしこれでもう1つ問題提起とそれに対する取り組みの紹介をしたい。それは、阿蘇地域における「草原以外の農村空間の保全」である。草原はシンボル的な存在であることから、行政も民間もスローガンとして「阿蘇の草原を守ろう！」と言いやすいのだが、阿蘇の世界的な価値は草原だけにあるのではない。むしろ草原はその一部であり、草原を含む「阿蘇」という大きな空間にこそ価値がある。内外からの共感と支援を得やすい草原はともかく、それ以外の農地や森林をどのように守っていくかと言う視点である。

現代農業においては施設園芸用農業（特に阿蘇地域ではアスパラガス、ミニトマト、トマト、メロン、イチゴ、花卉など）が、収益率においても作業の効率化においても大きな役割を果たしている。もちろん施設園芸農業を否定するつもりは毛頭ないが、土地利用型の稲作や在来種のタカナ栽培などに取り組む農家が減っていくと、生態系や景観の維持が困難になる。阿蘇独特の農村景観としては、広大な草原を活かした畜産と、その家畜の排せつ物を堆肥化して圃場に戻すことによる有機物の循環は、稲作と畜産があつて初めて成り立ち得る。県の政策や健康志向によるあか牛の人気により畜産、特にあか牛については異常なほどの高値が続いているが、米価は上がる見込みがあまりない。熊本地震により地割れや水路の破損など農地への被害も多くみられた中、稲作の今後については打開策が必要である。

また、圃場整備事業によって昔ながらの不揃いな圃場が大規模化したり水路がコンクリート化したりすることでも、農村の景観や生態系は変わっていく（図4）。農業者にとって作業効率の向上は必須であるが、生物多様性の保全が世界的に必須とみなされるようになった今、効率化と同時に環境や生態系へ配慮も当然のこととして事業に組み込まれるべきである。しかしながら、地方の農村にまでその価値観の転換は浸透していないのが現状で、むしろ「開発から取り残された」と感じている地域住民らは農村の景観・生態系保全よりも安く早く圃場整備工事をすませて、作業効率性を求める風潮がいまだに色濃く残っている。今後、農産物の価格そのものよりも、農山村の景観や生態系に経済的な価値が生まれ得ることを理解する農家の数を増やしていくことが課題である。特に世界農業遺産に認定されたような「価値ある田舎」において、そこを訪れる人が期待するのは、世界農業遺産らしい景観である。世界農業遺産認定地域では優先的に電柱および電線の地中化や、環境保全型技術を使った圃場整備事業が推進されるべきであろう。

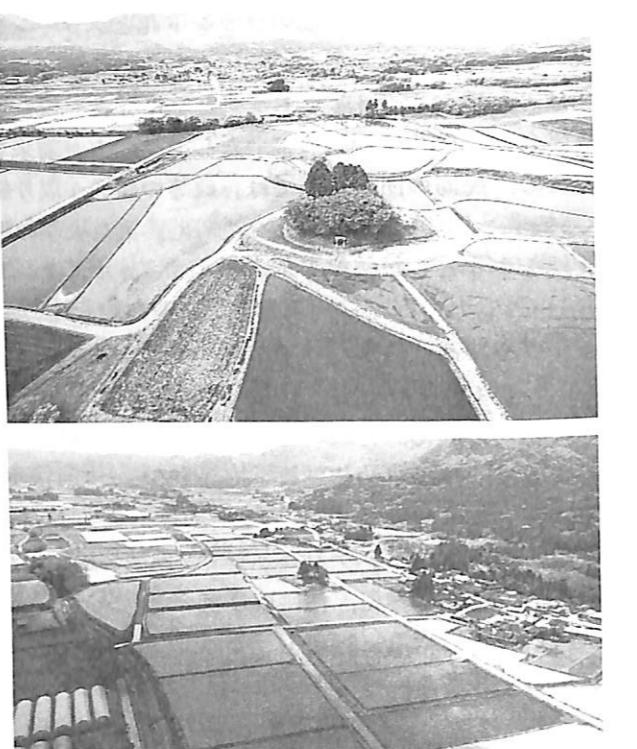


図4 圃場整備工事前（上図）と後（下図）

そのためには、地域住民自らが「一見古臭く見える農村景観」にこそ価値があることを理解する必要があり、行政主導の啓蒙活動が鍵となり得る。民間主導ではその発想が浮かびにくいからである。

美しい農村景観を妨げる要因として電柱の存在に触れたが、その電柱が果たす本来の役割（電気を運ぶ）についても言及したい。パリ協定が発効し、温暖化ガスの削減が世界各国で課題となっている今、農村における具体的な対策として、再生可能なエネルギーへのシフトは大きな可能性を秘めている。ドイツやデンマークでは農山村にこそ豊富な再生可能なエネルギーの資源を活かして、電気や熱の需要を再生可能なエネルギーのみで賄う事例が既に珍しくないレベルにまで達している。資源の豊富さと言う点では、温暖湿润気候の我が国は、ドイツやデンマークよりはるかに有利な条件にあり、農山村の新たな価値としても、再生可能なエネルギーの普及・導入はもっと積極的に議論されるべきだと感じている。しかし、農山村のエネルギー（特に電力）需要が都会に比べて低いことから、そもそも送電線の容量が少ない場合が多く、せっかく発電できる可能性があっても、FIT（固定価格買取制度）で保障されているとはいっても、送電線の拡張工事費を負担しないと、買い取ってもらえない現状にある。

阿蘇地域は、伏流水による豊富な水を資源とした小水力発電を始め、風力発電（国立公園内なので規制もあるが、場所によっては可能）、温泉熱や地熱の他、家畜糞

尿や木や草と言ったバイオマスを活かした発電や熱供給が可能で、資源量から見れば、阿蘇郡内で必要な電気や熱を100%自給することも可能に思える。燃料についても、電気自動車や軽油代替燃料、バイオガスなどを増やしていくけば、大幅な温暖化ガスの削減につながる可能性がある。実際、日産社が世界農業遺産認定後に急速充電ステーションを重点的に設置した結果、単位面積当たりの充電ステーションの数が国内では一番多いと聞いている。先人が築いてきた価値に加え、こうした「現代的価値」を加えることができれば、農山村の存在意義がさらに高まると言うもの。それに向けた取り組みについても、次項で紹介したい。

7 未来への継承に向けて

本論考の最後に、これまで述べてきた現状や課題を踏まえて、阿蘇で現在取り組まれている2つの挑戦について紹介したい。1つは地域コミュニティ再生（維持）に向けた取り組み、もう1つは再生可能なエネルギーの導入に向けた取り組みだ。

地震の時にあらわになった、地域コミュニティの威力。しかし農山村にまで押し寄せて大型チェーン店の波に押され、いわゆる地元の商店は日本各地で次々と姿を消している。南阿蘇村にある両併地区でも2つあった小さな商店が10年以上前に潰れ、同地域の住民は主に隣町まで買い物に行っている。しかし歩いて行ける範囲にある商店と言うのは、地域の人たちが情報交換をする場としても機能を果たしており、単に近くで物が買えないという以上の損失がある。

そこで、潰れてしまった商店を再生させ、コミュニティカフェとして地域住民が気軽に足を運んでお茶を飲んだり情報交換ができたりする場所として再整備しようという取り組みが始まっている。世界農業遺産が、単なる自然や建築物の保全ではなく、地域の文化や伝統の保全も意味していることを考慮すると、こうした地域コミュニティ維持の努力こそが、世界農業遺産認定地域における民間人のやるべきと言える。前述した民間団体「世界農業遺産 ASO プロジェクトチーム」が主導して県の補助や私企業からの協賛を得ながら、改修工事やコミュニティカフェを開業するための準備にあたっている。事業を始めるに当たって責任の所在を明確にするため、年内には「一般社団法人 GIAHS ライフ阿蘇」が誕生する見込みである。

このカフェは単なる集いの場としてだけではなく、地域のお年寄りから知恵や技を引き継ぐことを目的としたワークショップや、農村こそ子育てしやすい場所づくりを目指して託児サービスもする計画をすすめている。また、

カフェで提供した惣菜をレトルト加工できるようにしておき、平常時は売り物として、または高齢者への提供ができるようにし、災害時には非常食として地域住民に配れるような状況を作り出おく。さらに災害時にはシェルターとしての機能を果たせるよう、冷蔵庫以外の電気は全て再生可能なエネルギーでまかない、薪ストーブやペレットオーブンと言った木質バイオマスを利用した暖房や調理をし、水のいらないバイオマストイレを設置することで、いざという時でもここに来れば電気も熱も食糧もある場所として、拠り所となり得るような設計・仕様にしておこうという構想である。

実は震災が起きる前からこのコミュニティカフェ構想は存在したのだが、震災によって大きく前進した結果となつた。稲刈りが一段落した本年10月下旬に改修工事が始まった。作る段階からできるだけ多くの人に関わってもらうため、ワークショップを織り交ぜながら工事が進んでおり、改修工事初日に開催したワークショップには10名の参加者により、全員で塩とお神酒をあげてから、古い納屋の片付けと壁の撤去作業を行つた。改修をする民家は、数年前に空き家だった物件を東京在住のシニア夫妻が買い取つておられ、コミュニティカフェ構想に賛同して、納屋部分の使用を許可してくれたものである。小学校の真ん前、トマトの選果場の対面、消防小屋の隣という立地であるため、地域住民が立ち寄つたり、惣菜を買っていったりしやすい。世界に価値を認めてもらつた農村地域を次世代にも引き継ぐための具体的な取り組みとして、このコミュニティカフェを「GIAHS カフェ」と名付けることにした。開店前から既に県内外が多くの方が訪れており、様々な形で関わりをもつてゐる。このようなコミュニティカフェが阿蘇のあちこちにできるようになつたら、地域コミュニティを次世代に引き継ぐことができるのではないかと期待しているところだ。

もう1つ、再生可能なエネルギーの普及・導入に向けた取り組みは、10年以上前からNPO法人九州バイオマスフォーラムによって進められてきた。平成17年～21年にかけては、NEDO（独立行政法人NEDO技術開発機構）からの委託事業として阿蘇のスキを主な原料とした「草本系バイオマスのエネルギー利活用システム実験事業」に取り組んだ。草原に存在する未利用の草本系バイオマス（主にスキ）の利活用はもとより、自然環境、草原に係わる文化、生活習慣、生態的機能等の保全などを両立させ、事業として成り立つようなバイオマスエネルギー・システムの構築を目指していたが、原料の収集コストが高く（自由に使わせもらえる草原が傾斜のきついところ農道から離れた場所にあることが主な原因）、実証実験終了1年後に稼働をストップしている。

草原維持のためにも「スキの新たな利用」は依然課題であることから、温暖化ガス削減と併せて、有償で引き受けることができる木くずなどとの混焼により再稼働させられないかを模索しているが、今のところ有効な解決策は浮かび上がっていない。福島原発事故以来は社会的な機運が高まっていることもあり、地元でとれる有機資源で発電や熱供給ができるかという検討が阿蘇郡内の各地で進められているが、発電については前述した送電線の容量がネックとなってあと一歩のところで事業化に踏み切れない。一方、地震や水害による土砂崩れで大量に発生した廃材や流木を利用した地域熱利用については、自治体も前向きに検討しているところで、日本の農山村にはどこも豊富に存在する木質バイオマスの利活用を進めたいところである。地震前から事業化が進んでいた小水力発電については、阿蘇郡小国町や南阿蘇村にて既に事業化の目途が立っている。また生ごみについてはこれまで一般ごみとして扱われていたが、阿蘇郡のごみ処理施設が地震で一部被害を受け、隣の大分県に処理を委託している状況にあるため、これを機に分別に向けた提言をし、生ごみを原料としたバイオガス発電および熱供給が実現すれば、温暖化防止につながるばかりでなく、大きな節税となる（処理に必要な化石燃料が減る上、発電による売電収入が見込めるため）。

8 さいごに

世界で初めて民間人の呼びかけから世界農業遺産の認定活動が始まった阿蘇地域で、認定後もなお民間の力による自発的な活動が続いているという事実は特筆すべきであり、おそらく世界的にも非常に珍しい事例であろう。災害時のシェルターにもなる「コミュニティカフェ」は、将来的には阿蘇だけでなく地域のつながりが薄れつつある多くの地域に広がって欲しいところだが、大きな課題は継続的な経営や人材の確保。例えば総務省の地域おこ

Keywords: 1) Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS), 2) Noyaki volunteer, 3) Kumamoto earthquake, 4) Renewal energy, 5) Local community

し協力隊制度や、インターンシップ制度などを活用して人材を確保することで、費用対効果の高い過疎化防止対策につながるのではないか。地域コミュニティの維持だけでなく、移住・定住の促進につながったり、子育ても介護もしやすい環境づくりにもつながったり、雇用の創出にもつながったりすると期待できるため、阿蘇の事例を元に提案を続けて行きたい。

南阿蘇村は、東日本大震災後に移住者が増えたエリアで、大型観光開発に乗り遅れたのどかな雰囲気が人気で観光客も伸び続けていたが、今回の地震と火山の噴火活動により、大きな転換期を迎えることになるであろう。大きな努力をせずとも移住者や観光客が来ていた状況から、橋の崩落や土砂崩れによって村外への避難を続けている住民が地震後半年たった今でも自宅に戻れずにいる。復興割や各種イベントによって回復しつつあった観光客数も、10月の噴火活動により再び減少した。南阿蘇村は世界農業遺産認定後の動きが他の市町村に比べて緩慢だった印象がある自治体であったが、今後は熊本大地震で生じた農業・観光業への甚大な被害を補うべく、民間団体の積極的な活動に行政も加わっていくことで、地域の再生や振興を目指したいところである。現在進行中のプロジェクトについて、今後も継続的に本学会に報告していこうと思う。

世界農業遺産という名前から、農業者や農業の存続に意識がいきがちだが、現代社会において農業者の数は全体的に減り続けており、農山村の住民構成において農業者はマイノリティーである。しかし農業者の数が減る事と、農村の人口が減ることは同義ではない。世界から価値を認められた農村が次世代にもその価値を引き継げる状況にするためには、農業者であるかないかに関わらず、農村の住民が一丸となって価値を守り、そして上げるために努力を続けていきたい。

□特集論考□

世界農業遺産「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」の潜在的価値

“Kunisaki Peninsula Usa Integrated Forestry, Agriculture and Fisheries System”
it's Potential Values as Globally Important Agricultural Heritage Systems

林 浩 昭*
Hiroaki HAYASHI

1 はじめに

2013年5月29日～6月1日、石川県七尾市で開催された世界農業遺産国際会議で、国東半島宇佐地域の農林水産業システムが、「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」として国連食糧農業機関より世界農業遺産に認定された。降水量の少ない瀬戸内海式気候やり鉢を逆さにしたような丸い半島でため池が必須である地形など、困難な諸条件を克復した農林水産業が綿々と営まれており、それが今受け継がれていることが評価された。申請時には、クヌギ広葉樹林を循環的に利用しながら原木乾しいたけ栽培で山間部での生計が成り立つこと、このクヌギ広葉樹林が生み出した森林土壤が水を涵養しながら国東半島宇佐地域の農林水産業の起点になっていること、涵養された水を連携式のため池に貯めながら水田農業など多様な農業が展開されていること、さらには、湧水域で育つ城下カレイなどの豊かな海産物も森林が育んでいることなどを主張し、この地域全体の農林水産業システムを世界に向けてアピールした。

本稿では、世界農業遺産申請時以前から、この地域の活性化に関わってきた筆者が、この地域での暮らしの中から見出してきた価値について振り返りながら、世界農業遺産の動的保全につながる新しい考え方を整理してみたいと思う。

2 原木乾しいたけ栽培にひそむ歴史的及び地域的価値

(1) 伝統的乾しいたけ栽培とイノベーション

倒木に生えてきた乾しいたけを採取する原始的な乾しいたけ産業から、鉈目栽培（鉈で切れ込みを入れた原木へ自然に乾しいたけ菌が侵入し、ホダ木を作る栽培型乾しいたけ栽培法）による乾しいたけ産業が江戸時代以降発達してきた。

*国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会 Council for the Promotion of Globally Important Agricultural Heritage Systems in Kunisaki Peninsula Usa Area

Keywords: 1) 国東半島宇佐地域, 2) 世界農業遺産, 3) 共生, 4) 動的保全, 5) 潜在的価値

た地域に関しては、静岡県、大分県など諸説ある^{1), 2), 3)}。その後、原木乾しいたけ栽培が、鉈目栽培から、森喜作氏が発明した森式純粹培種駒を接種する近代型栽培へといち早く発展してきた地域は、大分県であるとされている¹⁾。また、明治40年には大分県椎茸同業組合の設立が許可されているが、組合創立発起者14名のうち3名（西国東郡朝田村（現杵築市）馬場貞雄、東国東郡西武蔵村（現国東市）林暢、速見郡中山香村（現杵築市）小松金太郎）¹⁾が、世界農業遺産認定地域である国東半島宇佐地域出身者であり、この地域では乾しいたけ産業がもともと盛んであったことが明らかである。山間部において、誰もが確実に生計を営むことができる乾しいたけ産業が形成されたのは昭和18年以降であり、それまでの乾しいたけ産業は、神頼みの不安定な産業として、一攫千金をねらう山師的な仕事だったようである¹⁾。

世界農業遺産の申請では、世界的重要性（①食料及び生計の保障、②優れたランドスケープ及び土地と水資源管理の特徴、③文化、価値観及び社会組織、④知識システム及び適応技術、⑤生物多様性及び生態系）の歴史的及び現代的重要性を示す必要があり⁴⁾、国東半島宇佐地域の山間部での生計の保障には、乾しいたけ産業での上記イノベーションが重要であることを強調した。2013年の申請書作成時には、国連大学に全面的な支援を受けたが、その過程での重要な指摘は、乾しいたけ産業でのイノベーションの過程あるいは、原始的な乾しいたけ栽培の歴史は、現在に受け継がれているのかという疑問であった。

筆者は、1960年に国東半島中心部の乾しいたけ農家に生まれた。幼少期より両親が営む乾しいたけ産業を手伝いながらその様子を見てきたが、1976年より2003年まで学業やその後の研究活動のために地元を離れて都会で生活した。2004年、再び生まれ故郷に戻り原木乾しいたけ栽培を母親（1940年生）に教わりながら自身で

開始したが、その過程で母親や同じ集落に暮らす古より、第二次大戦後の厳しかったしいたけ産業についての状況を聞き出す機会が多くあった。とくに、この地にチェンソーが導入される以前の様子が興味深かった。彼らは日々に、のこぎりを使った手作業での伐採やそれに続く玉切り作業が困難を極めたことを語ったのである。それぞれの農家は、“まくり”と呼ばれる共同作業で伐採を行っていくが、体力の必要な作業であるために昼ご飯には甘くて美味しい“ボタ餅”を持っていったそうだ。腹を満たし栄養を補給するためではあるが、伐採した木が良い“ボタ”（しいたけ菌が原木に活着し十分にその菌糸が繁殖し、子実体としてのしいたけを収穫できるようになった原木のこと。一般的にはホダ木と呼ばれるが、国東半島では、ボタと呼ばれている）にな

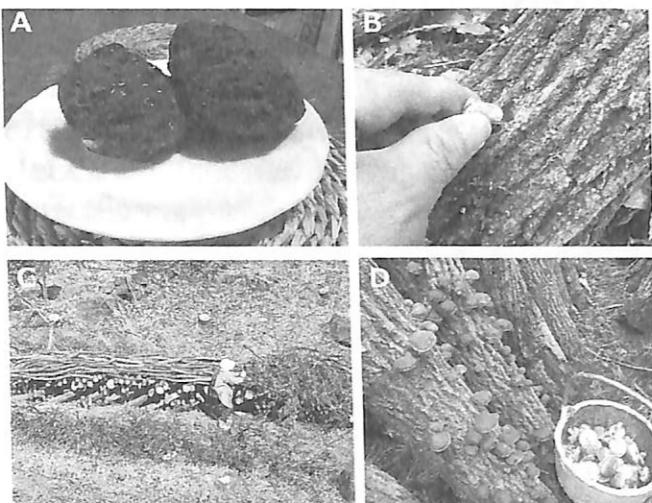


図1 クスギ原木のホダ木化とボタ餅

るようとの祈りをも込めたとのことであった。図1には現在行われているクスギ原木のホダ木化の過程を写真で示した。図1-Bは、玉切りされたクスギ原木に電気ドリルで穴を開け、森式純粹培養種駒を打ち込んでいるところである。図1-Cは、駒打ちの終わった原木を現地で伏せこんでいる様子である。適当な空間を作りながら列状に伏せこみ、直射日光を遮るためにその上をクスギの枝で覆う。この状態で2回の夏を越すとしいたけ菌が蔓延したホダ木になる。その後、日陰の林地にあるホダ場に運び、ようやく収穫となる（図1-D）。2年かけてホダ木になるのであるが、この過程では降雨や気温などがしいたけ菌の生育に適した状態である必要がある。最近での気象条件はホダ化には毎年最適であるとは限らず、クスギを伐採した山肌でのホダ木化は今でも神頼みの面が多い。図1-Aは、世界農業遺産申請時に筆者の家族が作ったボタ餅だが、この時は申請が認められることを願ってくれたのであった。

世界農業遺産申請時に国連大学の研究者が抱いた疑問は、まさにこの習慣により解決されると気がついた。つまり、良い“ボタ”ができる事を祈りながらの伐採作業は、神に祈りながら行ってきた鉈目栽培時代のしいたけ栽培の名残であると考えたのである。国連大学研究者との最終的な議論により、国東半島宇佐地域のしいたけ産業に刻み込まれたこのイノベーションの過程について世界農業遺産申請書に記載するべきであるという、今まで重要な示唆を引き出すことができたのであった。

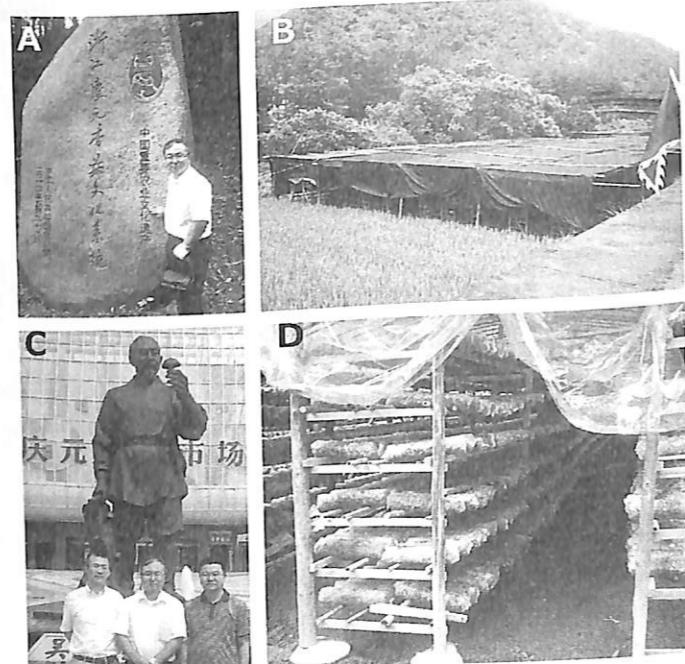


図2 中国重要農業文化遺産
浙江省慶元県でのしいたけ栽培と歴史

2015年8月、筆者は、中国浙江省慶元県食用菌科研中心に招かれた。慶元県は現在中国での乾しいたけ生産の中心地であり中国重要農業文化遺産認定地でもある（図2-A）。世界農業遺産認定を目指しており、国東半島宇佐地域との意見交換を求められたのである。中国では、1990年代から起こり始めた大規模な洪水を防ぐために森林の伐採が禁じられており、どのようなしいたけ栽培がおこなわれているかとても興味を抱いていた。図2-Bは、浙江省慶元県でしいたけ鉈目栽培を始めた呉三公（1130年生）の銅像と乾しいたけ市場である。日本よりもはるかに古いしいたけ生産の歴史を垣間見ることができた。図2-Bは水田の中に作られた人工的なホダ場であり、黒い寒冷紗で上部を覆い日光を遮っている。その中は、原木ホダ木ではなく、人工的なホダ木（おが骨や穀物残さを固めたと思われる人工的な棒状のブロック）にしいたけ菌を繁殖させたもの）が整然と並べられている（図2-D）。開放的なホダ場であるために夏は収穫時期ではな

く、しいたけの発生の様子を見ることができなかったが、発生量を調整しながら肉厚のしいたけ生産が可能であるとのことであった。慶元県食用菌科研中心の研究者との議論で筆者は、世界農業遺産への申請のためには、この人工的なホダ木を作る有機物がどのように調達されこの地域の物質循環にどのような影響を与えているかを明らかにしていくことが必要ではないか、という意見を述べた。

国東半島宇佐地域世界農業遺産の肝は、クスギ広葉樹林の循環的利用が、ここでの農林水産業に必要な物質の起点になっていることである^{5), 6)}。世界各国にある森林農業に関連した世界農業遺産あるいは世界農業遺産候補との交流も進めながら、世界農業遺産の動的保全が、世界の食糧危機克服や地球温暖化防止に効果的であることを示していくことが求められている。

(2) クスギ広葉樹林での絶滅危惧種との出会い

筆者は、世界農業遺産の申請に深く関与するようになるまでは、自分が管理してきたクスギ林やしいたけ栽培現場での自然と人間との共生など考えていなかった。国東半島宇佐地域が絶滅危惧種であるオオイタサンショウウオ (*Hynobius dunni*: 環境省レッドリスト 2015 絶滅危惧 IB類(EN)) の生息地⁷⁾であることも知らなかった。世界農業遺産申請では、先に述べた認定基準⑤生物多様性及び生態系において、農林水産業を行なながらも自然との共生が求められている。国東半島宇佐地域は、山地から海まで比較的コンパクトに連続しているために多様な生態系が存在していると考えられる。ここからは、国東半島中心部の山間部、特にクスギ広葉樹林の中でのサンショウウオとの出会いについて述べてみる。

図3-Aを見てほしい。国東市武蔵町の松ヶ迫の奥深くにひっそりと存在しているため池（図3-B 矢印）である。申請にあたり、その景観の美しさやクスギ林に涵養された水を直接蓄えているという意味合いから、この地域の象徴的なため池として取り上げてきた。筆者の祖母（1910年生、2016年10月現在105歳で健在）は、松ヶ迫から、国東市安岐町両子の筆者の実家へ嫁いできた。この池の縁にある山道を通り峠越えして（図3-B 白丸）歩いてきたそうである。祖母によればこの山道は、武蔵町から両子寺やその近くにある走水觀音（一年中枯れない湧き水が噴出している）への参拝のための重要な道であったようである。降水量の少ない国東半島では、水飢饉が起ころるたびに人々は竹の筒で作った水筒をもってこの道を走水觀音に通い湧き水を汲み持ち帰り、峠付近にその水を振りまき雨乞いをしたのである。だから、「峠付近にはいつも水が溜まっちゃった」と祖母は言う。筆者は、この祖母の80年以上前の記憶を確かめるべく、

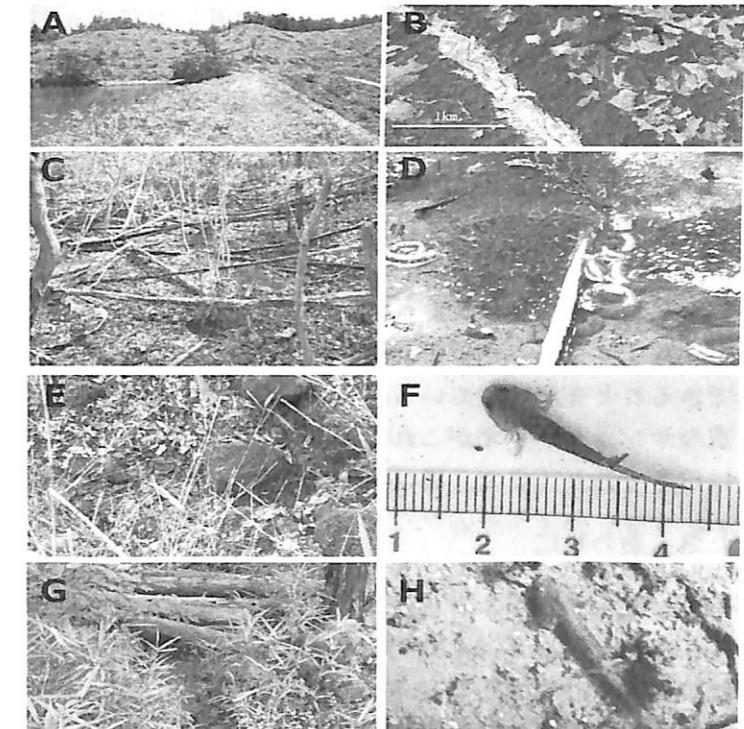


図3 国東半島中心部での貴重な両生類

2014年3月この山道をたどってみた。今ではほとんど道無き道であったが、図3-BのGoogle map（2012年4月6日撮影 33°31'N 131°38'E）の写真を頼りに尾根にそって図3-B白丸地点にたどり着くことができた。驚いたことに、そこには確かに水たまりがあった（図3-C）。祖母が言う雨乞いの水だけではないことは明らかであるが、豊かな森が涵養した水が溜まり、おそらく松ヶ迫のため池の源流であると考えられた。さらに驚いたことは、図3-Dに示したように、水たまりが様々な両生類の卵や幼生であふれていたことであった。この水たまりが、オオイタサンショウウオやニホンアカガエル (*Rana japonica*) など（詳細な種の同定が必要である）さまざまな両生類の生息地になっていたのである。

図3-Eは、筆者が両親から引き継ぎ13年間管理してきたクスギ林の中に見つけた水たまりである。数か所の湧き水の場所を確認したが、その下流には冬から初夏まで枯れることのない水たまりが落ち葉に埋もれるように存在していた。そしてそこにはオオイタサンショウウオのものと思われる卵（2014年2月）が確認でき、さらに、同年4月には、幼生が3cm程度まで育っていた（図3-F）。これまで下草刈、萌芽の芽欠き、枝打ち、ツル切りなどの作業を行いながらクスギ林の管理を行ってきたが、世界農業遺産申請に関わるまでは、このような貴重な生物がすぐそこに存在していることに気づくことはなかった。

さらに、上記のクスギ林とは別のクスギ林にも湧き水

を見つけた。その下流の杉林の入口付近に直径1m深さ30cmほどの人工的な水たまり、いわゆるビオトープを作つてみた。イノシシなどのヌタ場（泥を浴びる場所）にならぬようにスギ間伐材で表面を覆つてある（図3-G）。一年以上放置した2016年6月、このビオトープ内にサンショウウオの幼生を発見した（図3-H）。おそらくオオイタサンショウウオと思われる。このことは、安定した水たまりさえあれば、国東半島宇佐地域において貴重なサンショウウオの繁殖地を維持し続けることができることを示唆している。絶滅に瀕しているような貴重なサンショウウオがこれほど身近に生息していたことは驚きであり、また、喜びでもあった。

3 おわりに

しいたけのホダ木からの発生には様々な物理的刺激が必要であり、湿り気も重要な要素である。雨が少ない冬場のしいたけ発生を安定的に行わせるために、生産農家は川や専用の池から水をくみ上げ、スプリンクラーでホダ場に散布する。このような散水用の人工的な小さな池でもサンショウウオが繁殖していることはすでに報告してきたが⁸⁾、今回の報告はクヌギ林の循環的利用が、さらに生物の多様性に寄与していることを示している。両生類に限らず、菌類、植物、昆虫、鳥類、哺乳類、魚類などさまざまな生物と人間が深く関係しあって生活している場面がまだまだ多く隠れていると思われる。

農林水産省は、2015年より日本国内の世界農業遺産認定地のモニタリングを開始した。世界農業遺産専門家会議メンバーは、現地視察・意見交換や国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会の自己評価書に基づき、国東半島宇佐地域世界農業遺産動的保全のためのアクションプラン実施状況を調査した。指摘改善事項は農林水産省のホームページに公表されている⁴⁾。助言の第一項目は、「クヌギ林とため池がつなぐ農林水産循環」システムが有する価値の対外的な訴求”であった。この地域に暮らす多くの人々が地域の潜在的価値を洗い出し活用してい

Summary: Discovery of potential values in the Kunisaki Peninsula Usa area will lead to the dynamic conservation of the Kunisaki Peninsula Usa GIAHS. Here, I showed several potential values in the innovation process and in the coexistence of human and nature, which had been hidden in the process of the log wood cultivated shiitake production.

Keywords: 1) Kunisaki Peninsula Usa Area, 2) Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS), 3) co-existence,

4) dynamic conservation, 5) potential values

くことが、世界農業遺産の動的保全の始まりになると思う。自然と人間の共生は、世界農業遺産の重要なテーマである。世界農業遺産の主導的リーダーであり世界農業遺産基金代表のパルヴィス・ケーハフカン氏は、その著書⁹⁾の巻頭言で以下のように述べている。“Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) are not trapped in the past: they can make significant contributions to today's and tomorrow's agriculture.”（世界農業遺産は、過去に閉じ込められたものではなく、今日そして未来の農業に重要な貢献を果たすことができる。筆者訳）。これまで綿々とつないできた歴史的そして地域的価値を、国東半島宇佐地域の未来の農林水産業に生かしていくことが今求められている。

引用文献

- 1) 伊東六郎 (1980) : 大分文庫②大分のしいたけ. (株)アドバンス大分.
- 2) 中村克哉 (1983) : シイタケ栽培の史的研究. 東宣出版
- 3) 小川武廣 (2012) : 乾しいたけ 千年の歴史をひもとく. 女子栄養大学出版部.
- 4) 農林水産省: http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1.html
- 5) 林浩昭 (2011) : しいたけ生産は地球を救う～しいたけ生産のための3つの作業サイクルと循環～きのこ研だより. 34. 15-24.
- 6) 林浩昭 (2014) : 世界農業遺産「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」の価値と未来. 都市と農村をむすぶ. 75. 34-43.
- 7) 大分県自然環境学術調査会 編 (2012) : レッドデータブックおおいた 大分県の絶滅のおそれのある野生生物 2011. 大分県生活環境部生活環境企画課.
- 8) Hiroaki HAYASHI (2014): Understandings of Relationships between Agriculture and Biodiversity in Kunisaki GIAHS. J. Resour. Ecol. 5: 395-397.
- 9) Parviz KOONAFKAN and Liana JOHN (2013) Food and Wisdom: Sustaining our future by harvesting Diversity. Roma, Italy: FAO/GIAHS.

□特集論考□

みなべ・田辺の梅システム

—そのランドスケープの特徴と選定プロセスの実際—

Minabe-Tanabe Ume System:

Its landscape Characteristics and the Actual Application Process to GIAHS

原 祐二*・三瓶 由紀*

Yuji HARA and Yuki SAMPEI

「みなべ・田辺の梅システム」は、平成27年12月15日に、FAO本部で開催された「GIAHS運営・科学合同委員会」において、世界農業遺産に認定された。著者は申請者である地元協議会の有識者委員の一人として、現地調査や英文申請書の準備に関わさせていただいた。言うまでもなく多大な労を投じられ、実動されたのは本論後半で詳述する自治体職員および現場の方々であり、著者自身の貢献は申請プロセス全体の中では微々たるものにすぎない。この意味では、著者が本論考を執筆する資格を有しているとは言い難い状況であるが、一研究者として全体を客観的に俯瞰できる立場を活かし、システムの世界農業遺産への申請プロセスの現場実態について、経験したこと、感じたことを書かせていただきたいと思う。世界農業遺産に限らず、何かしらの認定を目指す上では、最終的な申請書は本質部分が凝縮されたものとなり、申請プロセス上の現場実態は必ずしも記録として残らないことも多いと思う。しかしながら、そうした申請書に残らないものにこそ、他者や後世の参考になる多くのことが含まれているのではないかと思う。本論が少しでも、今後申請を目指される他地域の参考になれば幸いである。

まず、認定をいただいたこのみなべ・田辺の梅システムとは何なのか。図1がFAOに提出したシステム断面模式図をもとにイラスト化されたものであり、ここにシステムの本質が凝縮されている。すなわち、元来稻作に不向きな礫質の斜面に梅を植栽し、地表では草生栽培を行うことで土壤流出を防ぎ有機物の循環もはかる。梅林の上の尾根部にはウバメガシなどからなる薪炭林を残して育成し、高付加価値の紀州備長炭を持続的に生産するとともに、斜面崩壊を防ぐ水源涵養林としての機能も持たせる。梅林と薪炭林にはボリネーターとしてニホンミツバチが生息し、梅林との共生関係を築き上げる。そして梅林下にはため池を配し、下流部の水田や多様な野

菜等を生産する畠地を潤す。そして集落に住む人々は、品種改良や農法改善、森林資源管理の努力を惜しまず、400年にわたってこのシステムを持続的に維持してきた。米本位だった時代には、とりわけ条件不利地域であったといえるこの現場で、現在に至るまで農業生産を継続してきたことは、土地荒廃が進行するアジアやその他各地で持続可能な土地利用を実現する上でのモデルとなり得るであろう。これがFAOに提出したシステム説明の本質である。

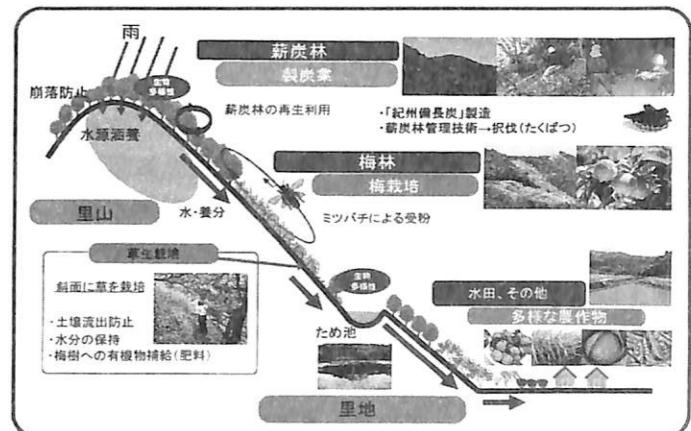


図1 梅システム概要（農業遺産申請書より）

詳細な申請プロセスは後述するが、著者がこの申請への有識者としての協力依頼をいただいたのは、2014年3月末であった。県の担当職員の方から申請に至った事情と主旨を御説明いただいたが、正直不安も感じていた。当該地域をこれまで深く現地調査した経験はなかったが、高速道路から垣間見る梅林景観は、人工的な高投入型の農業景観に思えていたためである。世界農業遺産のコンセプトである生物多様性を育む安定した持続可能な農業システムからは遠そうな印象を持っていたことは否めない。当初より申請事務に対応されていた県職員の方も同じ印象を持たれていたようである。

*和歌山大学システム工学部 Faculty of Systems Engineering, Wakayama University

Keywords: 1) みなべ・田辺の梅システム, 2) 世界農業遺産, 3) ランドスケープ, 4) ステークホルダー, 5) ネットワーク

しかしながら、長年現地にて調査を実施してきた和歌山大学の教授より、備長炭のための薪炭林に加え、ニホンミツバチも含めた包括的なシステムとその成立プロセスも含めて説明を伺い、現地にも足を運んで役場の担当者の方や梅農家、炭焼き職人の方々からお話を伺うにつれて、自身の先入観による印象が不正確であったことを痛感した。図2はこの梅システムのモデルケースとして、FAOの現地調査でも主要な観察対象となった田辺梅林の観梅時季の現地撮影写真である。図1に示された梅システムがそのまま美しいランドスケープとして見てとることができる。

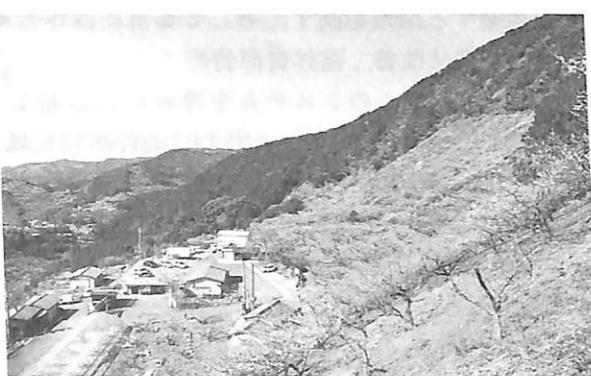


図2 FAO現地視察でも中心地となった田辺梅林
(観梅時季の2016年2月に著者撮影)

地元の方は、個別の土地利用の持続性について十分に認識されており、例えば梅への農薬や肥料過多や、薪炭林の皆伐利用が、最終的には自分達自身に負のフィードバックとして返ってくることを長年実感されておられた。しかしながら、世界農業遺産申請に必要となる包括的なロジックの組み立て、様々な土地利用の複合体としての地域のランドスケープをシステムとしてとらえ、その機能と成立プロセスの整理となると、誰でもすんなりとできるわけにはいかなかった。この役割は、俯瞰的・客観的に現場を見ることができる県職員による行政職と技術職の混合タスクフォースチームと、現場の里地里山生態系に精通した和歌山大学の教授を中心となり、地元の意見を反映しつつ行うこととなった。私自身も微力ながら梅システムのストーリー形成に携わったが、FAOの審査に向けて一抹の不安を感じていた。確かに図1は伝統知の聞き取りや現場視察で得た感触としては「正しい」モデルであり、図2のような名所には当てはまるかもしれないが、認定を目指す地域全体へと一般化できるのか証明が得られていなかったためである。FAOの審査は科学的なエビデンスが求められるものである。そこで、FAOへの申請作業と並行して、自ら関心を有する指導学生の子の協力を得て、現場のランドスケープ地図化を進めたが、この作業は意外な困難を伴った。まず、

そもそもオープンソースの地理情報が限られており、そのようなデータの管轄と農業遺産申請とは別部署であつたため、文書手続による利用許可申請から始めなければならずデータの入手に時間がかかった。さらに、申請にならずデータの入手に時間がかかった。さらに、申請により得られた水土里および森林GISには詳細な属性は格納されておらず、写真判読による梅林区画の特定と属性入力から開始しなければならなかつた。学生は2015年4月からこの作業と現地調査を開始したため、FAOの現地調査でも主要な観察対象となった田辺梅林の観梅時季の現地撮影写真である。図1に示された梅システムがそのまま美しいランドスケープとして見てとることができる。

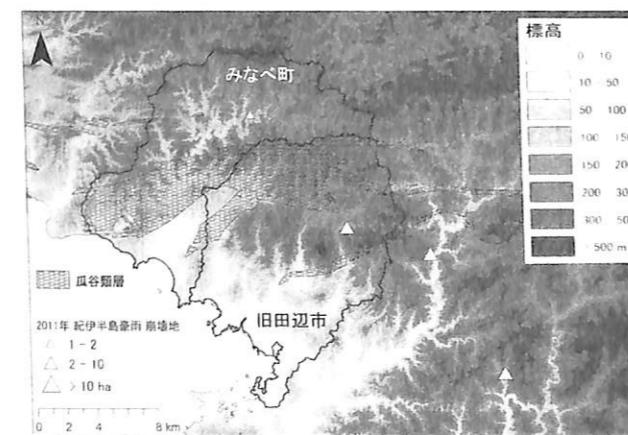


図3 認定地域地形・地質の特徴。海成泥岩の瓜谷累層を基岩として開析された数段の海岸段丘が南面している

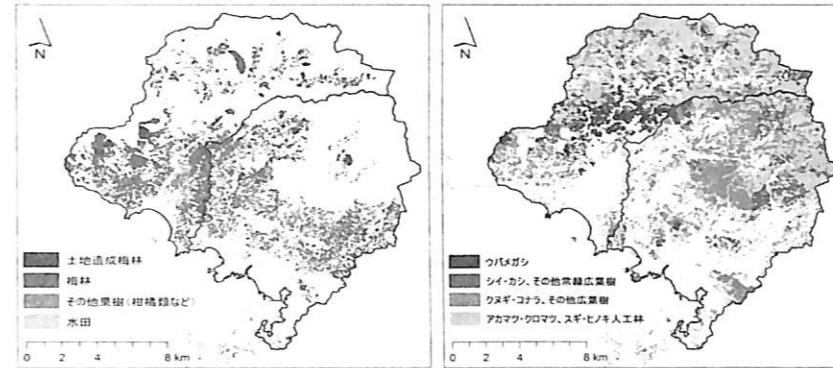


図4 梅林、その他果樹、水田の分布。図5 薪炭林、人工林の分布。図3、梅林は図3中の瓜谷累層が分布する図4より、梅林より尾根部に位置する開析された段丘斜面と一致していることが分かる。

や統計で示すことができれば、農業遺産自体はある程度の動態的な地域システムを肯定的に捉える認定制度であるが故に、むしろ問題にはならないように思えた。オープンデータの整備を各機関・組織が日常的に進めることができその一助となることを心底実感した。

さて、ここからは実際の選定プロセスにおける、ステークホルダーのつながりに着目して述べていきたい。時系列で主な申請プロセス上のイベントをまとめたものが図6。申請プロセスにおけるステークホルダー間の情報伝達のアウトラインを示したもののが図7である。なお、これらの図は、関係者の総意確認を経てオーソライズされたものではなく、著者の実体験とプロセス全般に関与・調整された県職員の担当者へのインタビューにより試行的に構造化したものである点を附記する。以後はこれらの図をもとに説明する。

今回の申請の契機は、2013年半ば頃、みなべ町選出で実家も梅農家である県議（農業遺産申請時は県議会議長）が、農業遺産に関する情報を閲覧し、2013年12月の議会において答弁を行ったところから始まっている。

Time line of the communication for approval

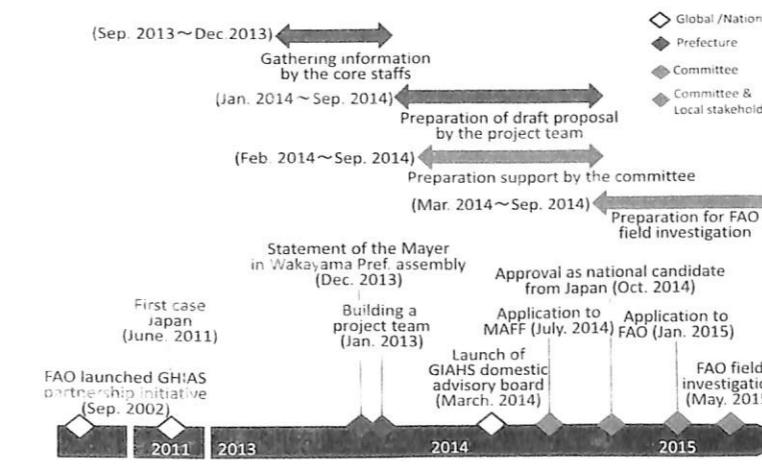


図6 主なイベント³⁾

2004年の熊野古道のユネスコ世界遺産認定、2014年の南紀熊野ジオパークの認定をうけ、みなべ・田辺地域がこれらの認定地域外ということもあり、この県議は地域活性化の起爆剤となるような制度を探しており、まさに地域農業システムを前面に出したこの農業遺産制度に良いタイミングで巡り会ったようである。知事は地域の農林業生態系、地域産業に造詣が深いこともあり、直後に申請準備への取り組みが始められた。まず先に述べた行政職・技術職混合のタスクフォースチームが構成され、農業遺産関連の情報収集、他の先行認定地域の調査が開始された。そして、協議会作りや申請案の具体的な検討が始まった。

著者自身の印象、また調整担当された県職員の方へのインタビューからも、県とみなべ町・田辺市、そして現場の関係組合、関係者との連携、地元博物館や大学も巻き込んだ協議会全体の形成は、比較的スムーズに進んだようである。その背景には、「地域経済の活性化」という非常に分かりやすく協同しやすい目標を共有していたことがあると推察される。また、図7に示したように、首長間にも個人的な信頼関係があり、地域内でも異業種ながら高校の同級生や友人というつながりも見られる。このような申請前から存在する個人的なつながりも、意思疎通が円滑に進んだ背景にあると考えられる。特に本認定地域は、図1、図3～5に示されたようにコンパクトな地形環境に集中しており、各土地利用のステークホルダーが高校の同窓生であるという事実が多く見られた。コンパクトな地域であったが故の、目標を共有する上でのメリットであったと考えられる。加えて、本申請の地元関係者に兼業農家が多かったこともメリットとして感じられた。現場で申請プロセスに関わったハブ的人材は、例えば公務員や議員でありながら実家が梅農家という事例が多かったのである。農業大規模化・効率化の観点から批判されることもある兼業農家であるが、本申請プロセスにおいては、意見調整などの面で社会ネットワークのハブとして貢献していた。そして、実動できる優秀な若手公務員や英語対応も可能な現場の人材の存在が大きい。これは、本認定地域では、地域産業としての農林業が生きており、若者の雇用も創出する素地があることに加え、知事から名誉職ではない実動できる人材を協議会含め農業遺産申請プロセスで活用するようにとの指示があったためでもある。

もっとも、ステークホルダー間の問題がなかったわけではない。例えば申請地域の境界線をどこで引くか、隣の集落はOKで何故うちはダメなのか、というような問題。勝手に農業遺産ブランドを始められたら現在の流通

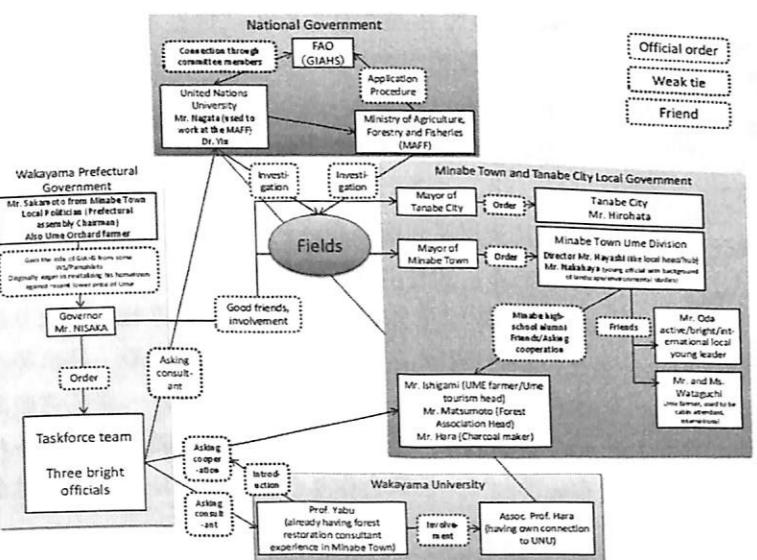


図7 情報伝達³⁾

関係者が困る、まず自分に話を通せというような問題。そして世界遺産や国立公園の認定とその後を隣で見てきた地域だからかもしれないが、認定後の景観や農法への規制への懸念、等々。これらは万国共通普遍的に表される問題であると思う。これらの解決には、前述の優秀なハブ的人材の活躍により、一つずつクリアされていった。そしてそうしたやりとりを繰り返す中で、ステークホルダー間での農業遺産の意義、活用可能性が共有され、一体感が醸成してきたという。そもそもこの農業遺産の申請は、そのために0から組織作りをしたということではなく、既存の活力ある人材と地元組織を必要十分につなげる作業であったといえる。職員の方と現場を動く中で、「派閥対立があるだけ地元がまだ元気な証拠」という言葉が印象に残っている。時に困難な合意形成を、あらゆる人的ネットワークを活用して、根気よく続けた申請プロセスにこそ、認定後の真の地域活性化に向けた財産となったと思われる。

ここで、ランドスケープ研究者としての著者自身の立場で感じたことを述べておきたい。包括的なランドスケープや農村計画学分野の研究者は、大学の地域貢献が呼ばれる昨今、自身の専門性について改めて悩む機会もあるのではないかと思う。地域の方々からは時に、大学は地域の課題をすぐさま解決してくれるという期待を感じるが、大学研究者も万能ではない。また、今回の農業遺産選定プロセスでは、現場の生物調査において県自然博物館の学芸員の方々が中心的役割を果たされた。地域で地道に調査を続けられている、こうした各種生物の専門家の方々の専門性の高さに相対すると、包括的な分野の存在意義を改めて問いかける機会となる。一方で、今回の

Keywords: 1) Minabe-Tanabe Ume System, 2) GIAHS, 3) Landscape, 4) Stakeholder, 5) Network

申請では、前述したように各ステークホルダー、ランドスケープユニット毎に蓄積されてきた伝統知をつなぎ、トータルな地域のシステムとして位置づけるという、専門性だけでなく、それ以上に包括的な視点が必要となる作業が発生した。ランドスケープや農村計画学分野の研究者の意義はここにあり、実務家や専門家の意見を基に科学的エビデンスを確認しつつ、単なるストーリーではなくロジックとして、国際的な視点から構築していくことなのではないかと感じた。

最後に、認定後の状況であるが、和歌山県・自治体ではすでに農業遺産活用地域振興アクションプランを策定し、シンボルマークのデザインコンペや旅行業界と連携した梅システム体験デモツアーや、梅の販売促進に向けた各媒体でのPRなどを実施している。担当の県職員の方もおしゃられていたが、地域認定自体はゴールが見えているため気持ち的には楽な面もあったが、認定後の農業遺産活用と地域活性化こそが全員で力を出すべき本番なのである。

難題も山積している。農業遺産の認証ラベルをどうするのか、品質の劣る二・三級品も含めるのか。所有者の事情により梅畑が太陽光パネルに転用されたらどうするのか。景観法など既存の国内制度をどのように活用するのか。都会の大手広告業者への委託に止まらない、農業の特徴でもある地域システムのストーリーそのものを物販売やインバウンドにつなげられる発信者の育成も急務であろう。

こうした地域施策と並行して、農業遺産の本質でもある、経済効果の見えにくい地域生態系の調査研究も継続的に進めなくてはならない。それこそが地元の大学研究者に課せられた役割であり、何もせず時折現場乖離した具申することを忌避し、今後とも学術研究成果を国際的に発信し続けることで、農業遺産の価値を学術的にも担保し、地域活性化に微力ながら貢献していきたい。

引用文献

- 1) 田中宏宜 (2016) : みなべ・田辺地域における梅林と薪炭林の分布とその関係性. 和歌山大学システム工学部卒業論文. 54pp.
- 2) 米倉伸之 (1968) : 紀伊半島南部の海岸段丘と地殻変動. 地学雑誌 77(1), 1-23.
- 3) Hara, Y. and Sampei, Y. (2016): An introduction to the Minabe-Tanabe Ume System in Japan as newly recognized FAO GIAHS site and overview of the application process as an exercise in stakeholder consensus building. ISSRM2016 at Michigan Technological University

Keywords: 1) Minabe-Tanabe Ume System, 2) GIAHS, 3) Landscape, 4) Stakeholder, 5) Network

□特集活動報告□

トキと共生する佐渡の里山

—自然共生社会を軸とした新たな価値の創造へ—

西牧孝行 (佐渡市役所農林水産課農業政策室)

1 世界農業遺産とは

正式には Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS (ジアス))。国際連合食糧農業機関 (FAO, 本部イタリア・ローマ) が 2002 年に開始した仕組みで、次世代に受け継がれるべき重要な伝統的農業(林業、水産業を含む)や生物多様性、伝統知識、農村文化、農業景観などを全体として認定し、その保全と持続的な活用を図るものである。世界的に経済性、効率性を重視した近代化農業システムが進む中で、農村地域に伝わる伝統的農業の食糧生産だけではない、自然・風景・農文化など多面的機能を国際的に評価する仕組みである。

「過去の遺産」ではなく、さまざまな環境の変化に適応しながら進化を続ける「生きている遺産」「知恵の遺産」と言われ、これまでペルー、チリ、中国、フィリピン、アルゼンチン、タンザニアなどのサイトが認定され、それぞれ地域固有の取組が行われている。日本でも 2011 年に先進国として初めて佐渡と石川県能登地域が、2013 年には静岡県掛川地域、熊本県阿蘇地域、大分県国東半島宇佐地域、2015 年には岐阜県長良川上中流域、和歌山県みなべ・田辺地域、宮崎県高千穂郷・椎葉山地域が新たに認定された。現在、日本では 8 地域、世界で 37 の地域が認定されている。

2 「トキと共生する農業」

佐渡では、2008 年から試験放鳥によるトキの野生復帰の取組みが行われてきたが、経済性や効率性を優先した農業が進んだことにより、生物多様性の損失が進んでいたこともあり、水田を主な飼場とするトキにとっての生息環境はまだ不十分であった。

このことから、トキの野生復帰活動も契機となり、近代化された農地でも生物多様性の象徴としてトキを守ることで生物多様性豊かな水田を増やし、そこで生産された米の環境付加価値の向上を図り、農家収入を高めることによって生きもの豊かな農地を保全しようと考えた。

生態系の再生と保全を図るために水稲栽培技術を「生きものを育む農法」として、農薬・化学肥料の大幅な削減や、農家自らが、生きものに視点をあてた地域づくりを推進するための「生きもの調査」の実施と合わせて佐渡市が

認証する農業システム(※朱鷺と暮らす郷認証制度)を地域全体に普及させ、更に、生きものの調査は、農家のみならず、将来を担う佐渡の子供たちも自らが行い、生物多様性の役割について理解を深めていくことで、伝統の水田を守り、次の世代へ引き継いでいきたいと考えている。

このように、農業の役割に「食の生産」と「生物多様性保全の役割」を明確に示すこととなり、米のブランド化が図られたこともあり、大きな経済効果が生まれ、その結果、作付面積は、始めてから 3 年で約 3 倍になり、全作付面積の 20% 以上を占めるようになった。

また、現在では、首都圏を中心に約 330 店舗の米穀店でお取扱いいただくようになり、多くのお客様からこの「朱鷺と暮らす郷」を選んでいただいていること、また、企業との交流など様々な主体が連携することで、佐渡の豊かな農村環境を支えていただいている。

3 佐渡の農業の歴史と 3 つの世界的な遺産

佐渡の世界農業遺産認定は、トキと共生する農業に関する取組だけではない。この世界農業遺産以外にも世界認定を目指す「ジオパーク」や「世界文化遺産認定」を目指す「佐渡金銀山」がこれまで受け継がれてきた佐渡農業や農村文化に大きな影響を及ぼしていることも大きく評価された。

佐渡島は、1800 万年前に日本とともに中国大陸から分かれて移動をはじめ、一度は深く日本海に沈み、その後 300 万年前から今の位置に浮き上がって存在することとなった。

その成り立ち、足跡を島内各地で見ることができ、また、佐渡金銀山は、2000 万年前に始まった火山活動が大金銀鉱脈を生んだことから、400 年間もの間、金が採取され続けたと考えられている。

佐渡での稲作の始まりは、約 2000 年前からだとされている。佐渡中央部の湿地を中心に行われていたが、佐渡の砂金発見から相川金山閉鉱まで長年にわたって金が採掘され、人口が増加するにつれて、谷間の湿地へと拡大していった。

また、当時砂金採掘のために人々は谷の上流に分け入り集落をつくり、集落を広げた。そのため土地のすくな

い集落では小規模な棚田を開発して、必要な食料を確保していく。

17世紀になると相川金山が発見され、採鉱が行われた。以来幕府（国）はこの金山を直轄地として経営し、300年にわたって国の財政を支えることとなった。当然この島に住む人々の生活にも大きな影響を及ぼした。

金山の発展によりゴールドラッシュとなったことから、全国各地から富を求めた人々が佐渡をめざし、人口は爆発的に増加した。急増した人口のため、新田開発が促され、山間深くまで耕す佐渡独特な棚田の風景を作り上げた。

水源の乏しい佐渡では1000を超えるため池により灌漑がなされたが、更に、特徴的な開墾のための水利技術でもある小木地区琴浦や宿根木の横井戸は現在も利用され続けており、これらは佐渡の農村風景を特色づけている。

4 佐渡金山の富と農村集落が引き継ぐ多様な文化

金山の発展がもたらした豊かな農業生活が農村を支えて、様々な文化や伝統芸能が豊作を願う農業神事として継承されてきて独特な農村文化を作り上げた。

伝統は大切に守られ、集落ごとに次の世代へ引き継がれて、現在でも多くの人々が古くからのしきたりを守り、楽しんでいる。

世界無形文化遺産でもある能は、能が武士階級のものと言われていた江戸時代にあっても農民や商人などの庶民が支えてきた。村々に残る能舞台の多さからも能が地域に根付いていることがうかがえる。現存する36棟の独立した能舞台のうち8棟が県指定有形民俗文化財に、10棟が市指定有形文化財に指定されている。今でもいくつかの能舞台で演能が行われているが、多くの演じ手はそれを職業として行っているのではなく農業や家業のかたわら芸を磨き、披露している。佐渡の人と風土が育ってきた芸能と言える。

集落の祭りなどで演じられる鬼太鼓も、魔を払ったり、五穀豊穣・家内安全を祈願したりと大切な役割を担うとともに、集落の結束や、農業の共同作業性を高めることとなり、伝統的な農業や農地を保全していることとなっているとともに、集落の人たちの楽しみとなっている。

このように、佐渡では、今を息づく芸能として能や鬼太鼓が継承されている。

5 世界農業遺産認定で見たもの

これまで引き継がれた農業を未来に引き継いでいくには、単に経済性や効率性を求めるのではなく、食糧生産・風景（自然）の保全・地域の伝統文化、伝統食・生物多様性の機能など農業の多面的機能の価値を評価する

ことが重要である。しかしながら、この世界農業遺産は、国内のみならず、国際的関心や認知も高くない。認定され5年を経過した佐渡でも2016年3月現在の認知度は36%と低い。これでは、世界農業遺産の保全と活用を図ることは困難であると考える。

2015年6月のFAO総会において、世界農業遺産を正式なプログラム（制度）とすることが決定された。これをきっかけとして、途上国のみならず、先進国における認定地域を増やす国際的な働きかけを推進することと、国内においては、世界農業遺産の理念や価値を高めるブランド戦略を認定地域単独ではなく、国と既に認定された8地域が連携を深めて具体的な活動を推進していくことが重要である。また、佐渡地域内においては、小中学校を中心に学校教育の現場に普及することや、親子や農家を中心に世界農業遺産を体験し学ぶ機会を増やしていくことで、5年後には90%の認知度を達成したいと考えている。

6 最後に

農業、里山の持続可能性・未来への継続はその地域だけの問題ではなく、日本全体・全世界での支えあいが大切で、この世界農業遺産は、そのことを国際的に証明しているものであり、認定された地域としてこれからもあらゆる手段で発信し続けなければならないと述べてきた。

ここで、2016年7月に佐渡市で離島では初めての開催となった「第22回全国棚田（千枚田）サミット」を紹介したい。このサミットの6つの分科会のうち、棚田が育む「命」をテーマとした第2分科会で「百姓は目標をもって挑戦し続ける存在であり、夢をもち、挑戦し続ける、そんな背中を見て欲しい」という漁業者で農家でもあるパネラーの意見があった。食の安全性への徹底的なこだわりのもと、米作りに夢中になって取り組むこのような人の姿は、人びとの共感を呼び起こすに違いないと思った。そして、この「共感」を日本全体でどのようにして呼び起こすかが、世界農業遺産の理念や価値を高めるためのもっとも重要な視点であると確信した。

その他にも、このサミットでは、「U30（アンダーサーティ）棚田サミット」と題して、若者限定の分科会を初めて開催するなど、その内容にこだわった分科会を開催し、6人の座長には無理を言って、分科会翌日に行う現地視察に参加せずに、共同宣言をまとめてもらった。この共同宣言をまとめた議論（過程）は、サミット参加者に見てもらいたいくらい白熱したものとなり、時間内にまとまるか冷や汗をかいたものである。

今後は、この「共同宣言」を指針の一つとして、世界農業遺産の保全と活用を具体的に進めていきたいと思う。

□特集活動報告□

清流長良川の鮎

一里川における人と鮎のつながり—

大原健一（岐阜県里川振興課）

1はじめに

岐阜県の長良川は、流域に86万人の人口を抱えた人々のくらしの中を流れる河川でありながら、豊かな水量と良好な水質を維持している。長良川では鮎をはじめとする内水面漁業、人々による水環境の保全活動、水をめぐる人々の伝統ある暮らしが相互に繋がる「里川システム」が築かれてきた。本稿では、2015年にGIAHSに認定された「清流長良川の鮎」の認定挑戦に至る経緯や認定後のGIAHSを活用した農業農村振興の取組み等について記載した。

2申請地域の選定

2014年春、岐阜県内にGIAHSに関する特命チームが結成された（清流の国ぎふ世界農業遺産登録準備会）。当時のチームはまだGIAHSの意義も十分に理解しているとは言い難いものであったが、岐阜県内の候補となる地域についての調査を開始した。この候補地域には、輪中や棚田など、魅力的な8地域がリストアップされていた。当時のGIAHS認定基準に照らし合わせ、専門家とも議論を重ねるうちに、「清流長良川の鮎」が最もふさわしいという結論となった。また、長良川流域のなかで、実際に鮎について内水面漁業が営まれている地域（漁業法に基づいて漁業権が付与されている地域）を長良川上中流域（岐阜市、関市、美濃市、郡上市）として申請地域とすることとした。

3申請団体の設立

2014年7月24日に、「清流長良川の農林水産業推進協議会（会長：玉田和浩 長良川漁業対策協議会会長）」が設立された。この組織は、岐阜県、岐阜市、関市、美濃市、郡上市の長良川流域各地方自治体と、長良川漁業対策協議会、岐阜県農業協同組合中央会、岐阜県森林組合連合会、一般社団法人岐阜県観光連盟といった流域の自治体と農林水産業、観光業などが一体となり、GIAHS認定を目指すことを目的とした組織として設立された。

4「里川」というキーワード

世界農業遺産の認定に向けて、多大なる支援をいただ

いたのは、国連大学であった。申請地域の設定や、申請書類の書き方まで多岐にわたるアドバイスをいただいた。なかでも、「里川」という概念を生み出すことに成功したことは、非常に大きなアドバンテージであった。すでに石川県の能登地域が里山・里海というコンセプトでGIAHSに認定されており、2010年のCOP10において採択された「SATOHAMA イニシアチブ」にあるように、里山という言葉は国際的に通用するキーワードとなっていた。岐阜県では2011年に第30回全国豊かな海づくり大会を開催し、森・川・海のつながりが、水環境や水産資源の保全につながることを伝えてきた。このコンセプトをもとに、国連大学とともに「里川」のコンセプトを「手つかずの自然の中で環境が保たれている自然河川ではなく、森林管理や水防施設、清掃管理など人が適正に関与することにより、生活水源・漁場・農業用水源となり、レジャー・景観・歴史・文化等の価値を提供するとともに生物多様性も保持している川のこと」と定義した（写真1）。



写真1 里川の代表としての長良川

5 農林水産省の国専門家会議

2014年9月～10月にかけて、農林水産省の国専門家会議におけるプレゼンテーションや現地調査が実施された。現地調査では、上流域の郡上市で行われている漁業協同組合による植林や郡上釣りの実演、美濃市で鵜飼に使う竹細工の伝統工芸の人材育成について説明を行った。なかでも岐阜市内の長良鵜飼の鵜匠代表の説明は、内水面漁



写真2 山下鵜匠代表

業と伝統文化を代々守り伝えてきた品格から説得力のあるものであり、専門家委員会の心をひきつけるものであった（写真2）。

6 FAOへの申請

2014年10月に晴れて国内候補となったものの、あくまで国内のこと。以降は、私たちにとって経験の少ない英語との格闘の始まりであった。和文で作成した申請書とアクションプランを、すべて英文に翻訳する必要があった。専門的な単語を駆使するだけではなく、国際的に通用する表現に気配り（鵜飼漁と動物虐待など）も行うなど細心の注意を払って準備を進め、2015年1月にFAO駐日連絡事務所経由で申請書を提出することができた。

7 気運の醸成

世界農業遺産は、ユネスコの世界文化遺産や自然遺産等よりも認知度が低く、混同される場合も多いのが現状であった。そこで、2014年8月に岐阜市で世界農業遺産国際シンポジウムを開催し、認定に向けて県民の機運を醸成した。このシンポジウムでは、世界農業遺産基金代表で、FAOにおいてGIAHS制度を構築したパルヴィス・クーハフカン氏や、国連大学の武内和彦上級副学長（当時）を招聘して、世界農業遺産について学ぶ機会を得た（写真3）。パルヴィス氏からは、生物多様性の保全されている長良川流域の文化や内水面漁業に対して高い評価をいただいた。このシンポジウムを契機として、長良川流域にくらす人々だけでなく、広く県民にGIAHSと「清流長良川の鮎」の意義について認知されたと考えている。



写真3 シンポジウムで講演するパルヴィス氏

8 FAO科学委員会による現地調査

2015年1月に申請書を提出したものの、FAO科学委員会による現地調査の日程はなかなか決まらないままであった。ようやく、2015年4月10日に、5月25日～26日に調査に入る旨連絡があった。岐阜県として、この調査時



写真4 郡上釣りを体験する調査員

期は非常にありがたい時期であった。何より「川に鮎がいる」時期であり、「鵜飼漁が始まっている」時期であったことである。特に、郡上市内で鮎の友釣りを体験していただき、短い時間で釣り上げていただいたことは強い印象として鮮明に記憶に残っている（写真4）。

9 GIAHS運営・科学合同委員会

2015年12月15日、ローマのFAO本部において開催されたGIAHS運営・科学合同委員会において、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定された（写真5）。岐阜県知事自らがプレゼンテーションを行うという状況は、ローマに同行した職員にとって極度の緊張を伴うものであった。



写真5 認定証を受け取る古田岐阜県知事

10 認定後の取り組み

「認定はGIAHSのゴールではなく、スタートである」という言葉があるように、認定を受けてからもPRのため様々な施策を開催している。流域を走る高速バスに「清流長良川の鮎」をデザインしたラッピングバスの運行や（写真6）、公募によってロゴマークを決定している（写真7）。また、7月の第4日曜日を「GIAHS鮎の日」として制定し、県内各地で、鮎の塩焼きや伝統漁法の体験など趣向を凝らしたイベントが開催され、2016年7月24日は述べ4万人を超える参加者が来場した（写真8）。



写真6 ラッピングバス



写真7 ロゴマーク表彰式



写真8 鮎の塩焼き体験

おわりに

「清流長良川の鮎」がGIAHSに認定されて1年足らずであるが、その認知度は格段に向上したと思われる。しかし、人材育成など、中長期的な施策については手つかずであり、今後の課題と考えられる。

□特集活動報告□

高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム

牛谷良夫（宮崎県農政企画課新農業戦略室）

1はじめに

平成27年12月15日イタリアローマのFAO本部で開催された「GIAHS運営・科学合同委員会」において、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塙村及び椎葉村の3町2村からなる、高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システムが、審査委員の全会一致により世界農業遺産に認定された。

認定は、地域とそこに暮らす人々の営みが国際的に高く評価されたということであり、地域全体に自信と誇りをもたらす。

本稿では、関係機関等の2年半に亘る認定に向けた活動の経緯と本年から始まったばかりではあるが、認定を生かした地域活性化の取組、システムの継承に向けた活動等について報告したい。

2 経緯

認定までの経緯は、以下の通りであるが、平成25年12月9日の国連大学による現地調査レポートが、本地域を動かす大きなきっかけになったと考えている。

平成25年5月25日 石川県で世界農業遺産国際会議が開催され、国内地域が世界農業遺産に認定されたのを受け、関係者で検討開始。

平成25年12月 国連大学の世界農業遺産候補地発掘を目的とした現地調査により高く評価。

平成26年3月27日 関係5町村や関係団体等を構成員とする「高千穂郷・椎葉山世界農業遺産推進協議会」を設立し、認定に向けた取り組みを開始。

平成26年9月24日 農林水産省の設置した「世界農業遺産専門家会議」による現地調査。

平成26年10月21日 宮崎県、岐阜県、和歌山県の3県を国内候補地域に認定。

平成27年5月18日 FAO科学委員会委員による現地調査。

平成27年9月3日 知事がFAO本部を訪問し、GIAHS担当のセメド事務局次長及びアチョーリ事務局次長に認定に向けたPR・要請活動を実施。

平成27年12月15日 イタリアローマのFAO本部で世界農業遺産認定の可否を決定する「GIAHS運営・科学合同委員会」が開催され、知事及び五ヶ瀬中等教育

学校生徒の宮寄麻由香さんのプレゼンテーション後の審査会において、全会一致で認定（写真1）。



写真1 認定後FAO本部にて（知事、5町村長、宮寄さん）

3 認定のポイント

本地域の「山間地農林業複合システム」は、森林と調和しながら營まれてきた棚田の稲作や肉用牛、釜炒り茶、焼畑、木材生産と椎茸栽培などの多様な農林業と神楽などの伝統文化、それらによって育まれた強靭な地域コミュニティが、世界的に貴重であり、人口減少の進む世界の山間地にとって重要なモデルであるとアピールし認定されたものである（図1）。

認定時に評価されたと考える内容については、以下のとおり。



図1 山間地農林業複合システムのイメージ図

①険しい山間地で、木材や椎茸、茶、肉用牛、水稻などを組み合わせた、活発な農林業複合経営が営まれている。この複合経営は耕地が狭隘なことから必然的に成立したものと考えられるが、結果的に森林の保全と農林業との調和、生物多様性の維持、さらには農林家の経営安定に寄与している（図2）。

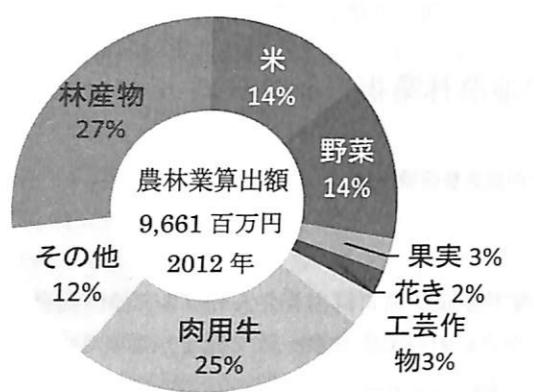


図2 認定地域の農林業産出額（2012年）

注：農業産出額及び林業産出額（農林水産省、平成24年）より県推計

また、日本全国の木材生産量が低迷している中で、大規模な林業経営体の少ない本地域の生産量が大きな伸びを示していることは、本システムの有効性を現している（図3）。

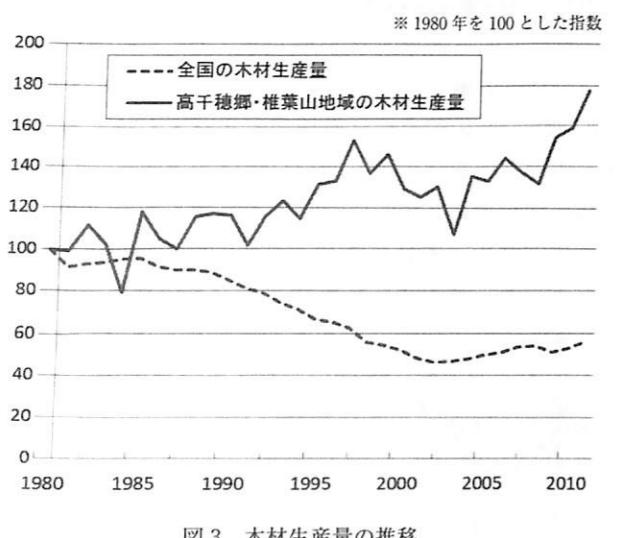


図3 木材生産量の推移
注：国産材：林野庁木材需給表 国産材供給量より作成。
本地域：宮崎県地域森林計画の立木伐採実績等から推計

②狩猟、畑地及び水田における穀物生産及び水という本地域の食料生産体系を基礎として、五穀豊穫を期待する行事として始まった祭儀である神楽が、人口約27,000名の本地域において、87箇所（平成25年度）で奉納されるなど、農林業と密接に結びついた、特徴ある伝統文化が継承され、また、森林を循環的に利用する日本の伝統的な焼畑農業が保全されている。

③農林業による共同作業、さらには神楽などの伝統文化によって、団結力を高めた地域コミュニティにより、険しい山間地を走る総延長500kmを超える山腹水路網や道路網が整備・維持されており、農林業の生産性

を高める好循環に結びついている。

④フォレストピア構想に基づき、全国初の中高一貫校である五ヶ瀬中等教育学校を設立するなど、特徴ある人材育成が行われている。

4 認定を生かした取組

認定を契機に地域の活性化と伝統・文化の継承活動に関係機関・団体等が連携して取り組むため、平成28年3月、「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会」を設立し、本年度から具体的な活動を開始している。

主な活動内容については、次のとおりである。

(1) 農林業システムの継承に向けた取組

①小中学校、高校との連携

当地域では、小学校から地域の伝統芸能である神楽の体験、米や椎茸の栽培体験、希少動植物に関する学習等、地域の伝統・文化に触れる時間が設けられていることから、学校と連携しながら、これらの取組を支援する。

②大学との連携

地元大学では、学部を超えたプロジェクトチームを設置し、当地域の世界農業遺産構成要素の研究に取組んでいただいている。今後は学生と地元高校との交流や他大学との連携にも拡大していきたい。

③シンポジウム等の開催による理解促進

世界農業遺産の周知・啓発を図るために、シンポジウム等を開催するとともに自治公民館組織等を活用して、伝統食や伝統工芸への理解促進を図る。

(2) 地域活性化に向けた取組

①各町村の特徴を生かした取組

高千穂町の神楽、日之影町の森林セラピー、五ヶ瀬町のツーリズム、椎葉村の焼畑、諸塙村のFSC認証等各町村の特徴を生かした取組を進める。

②農産物等を対象にした認証制度の構築

地域内で生産される農産物や工芸品等を対象にした認証制度を構築し、地域経済の活性化を図る。

③観光と連携した取組

当地域は、県内でも有数の観光地であることから、隣接する熊本県及び大分県のGIAHSサイトとも連携しながら、ツーリズムの活用等による誘客拡大に取組む。

今後、協議会を中心に、関係機関・団体等と連携しながら地域の有する多くの資源の更なる磨き上げと人材育成に努めるとともに、農林産物のブランド化やツーリズムの振興など認定を生かした地域活性化の取組を進めていくこととしている。

▶論文◀

地域住民の復興支援員及び復興の現状に対する意識

—福島県田村市都路町の住民意識調査より—

Local Residents' Perceptions of the Reconstruction Supporters and Current Situation of Reconstruction:

Survey toward Residents at Miyakoji area of Tamura City, Fukushima Prefecture

桜井 良* 奥田 加奈** 塚原 大介***

Ryo SAKURAI*, Kana OKUDA**, Daisuke TSUKAHARA***

(*立命館大学政策科学部 **岩手大学大学院連合農学研究科・福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センター ***ふくしま連携復興センター)

(*College of Policy Science, Ritsumeikan University **The Graduate School of Agricultural Sciences, Iwate University • Hama Agricultural Regeneration Research Centre, Fukushima Agricultural Technology Centre, ***Fukushima Cooperative Reconstruction Center)

I はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所（以下原発とする）の事故により、東北と関東の広範なエリアが放射性物質で汚染された。福島県東部では、原発から半径20km及びその北西に隣接する地域の住民およそ9万人に避難指示が出た¹⁾。県内の11市町村が国が除染を行う除染特別地域に、また39市町村が市町村が主体となって除染を行う除染状況重点調査地域に指定され、除染作業が進められている²⁾。震災から4年が経過し、除染状況重点調査地域の多くは子供の生活空間などを含む公共施設の除染が終了し²⁾、また住宅地の除染も終了し、避難指示が解除された地域もある。本調査地である田村市都路町は、原発事故後に指定された警戒区域の中で最も早く解除が行われた^{2), 3)}。

震災後、被災地では国、地方自治体、NPOなど様々な組織や個人による復興支援活動が展開されてきたが、その中の一つに復興支援員制度がある。当制度は、2004年に新潟県中越大震災が発生した際に設置された新潟県中越大震災復興基金「地域復興支援員」制度が参考になっている⁴⁾。新潟県では、地域復興支援員として地域内外から集まつた人材が被災地域に入り、コミュニティ機能の維持や再生及び復興支援のために尽力し、その成果が認められ、地震から10年以上経過した現在（2015年8月）においても活動が継続されている⁵⁾。東日本大震災においては、「被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置」が「東日本大震災からの復興の基本方針（東日本大震災復興対策本部策定）」に明記され、総務省が所管する形で復興支援員制度が創設された⁴⁾。当

制度の目的は、「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図ることであり、復興支援員を設置する地方公共団体に特別交付税措置（支援員1人あたりの報酬と活動費の措置）がなされている⁶⁾。2013年1月の時点では、復興支援員は2県4市町において67名のみ配置されていたが⁷⁾、その後多くの市町村で設置されるようになり、2014年度の報告では3県（福島県、宮城県、岩手県）18市町村で452名が配置されるまでになった⁶⁾。総務省のホームページには、支援員制度を導入している各市町村における支援員の活動の簡単な報告や紹介が掲載されているが⁸⁾、一方でこういった活動が地域にどのような効果をもたらしているのかなど、取り組みに関する詳細な評価が行われたことはほとんどない。支援員の取り組みは、被災者に寄り添う活動を中心に多岐にわたるため、その効果を測定することは決して簡単なことではない。しかし、復興というゴールを確実に実現するために、支援員が行う様々な活動が地域に与える効果を明確化することは重要である⁴⁾。なお、本研究では復興支援員が様々な活動をすることで、住民がこれらの活動に対する認知度を高め、復興支援員をより身近に感じるようになり、活動への参加を通して復興に対して前向きな意識を持つようになると仮説を立て、これらの意識の変化を復興支援員の取り組みによる「効果」と定めることとした。また、この効果を明らかにすることを本研究における「評価」と定義する。住民が復興に対して前向きな意識を持つことで、住民の主体性が育まれ、住民主体のコミュニティ再生という復興支援員制度の目的も達成できると考えられる。なお、復興支援員の活動への認知度以外にも様々な要因が住民の復興への意識に影響を与えると考えられるため、本研究で検証できる範囲が一部であることは注意すべき点である。